

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
	各地方団体が定めた納付(入)書をもって運用している。	c	-	賦課税に係る納付(入)書等について、現在、様式が法定されておらず、各地方団体において独自に制定されているところであり、これを統一するにあたっては、既存のシステムの変更が余儀なくされ、各地方団体に経費負担が発生することから、ご指摘の事項について直ちに措置を講ずることは困難である。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 当協会では、以下の理由(詳細は補足資料参照)から、総務省において様式ひな型作成や法定化の措置が困難だとしても、M・P・N標準帳票に準拠した様式の推奨又は統一化の考え方や留意点等の周知は実施可能かつ必要と考え、なお、こうした対応が困難な場合には、地方分権の趣旨や各団体の自主性への影響と電子収納の推進の必要性の判断等についての総務省の考え方を示されたい。 (1)行政の情報化の推進…総務省の「電子自治体推進計画」において、M・P・Nを活用するの考え方が明示され、各団体システム対応、納入書様式変更を計画的に進める必要がある。 (2)IT新戦略の電子行政のオンライン利用率向上の実現…新戦略では、2010年までに電子行政のオンライン利用率50%以上達成を目標としており、地方公金の電子収納の早期実施の取り組みが必要と考え、 (3)電子収納の早期実施の環境整備…上記の対応や住民の利便性の向上の環境整備として、各地公債で早期に賦課税の納入書様式を、電子収納の対応が容易で収納率向上が期待可能な様式に変更することが有効と考え、	208001	総務省	賦課税に係る納入書等の規格・様式の統一化	5005	5005016			(社)全国地方銀行協会	16	A	賦課税に係る納入書等の規格・様式の統一化	賦課税に係る納入書等の規格・様式を統一化する。	現在、地方税等地方公金の収納事務は、地方自治法の定めにより、地方銀行をはじめ全国の金融機関が受託しているが、各地方公共団体が発行する固定資産税、自動車税等賦課税の納入書等は、統一規格・様式が制定されておらず、各団体が任意に様式を定めているため、次のような問題が生じている。 各受託金融機関において、仕分け・集計等を手作業で行うなど事務負担が大きく、社会的にも高コストとなっており、受託金融機関側のみ対応ではそのコスト抑制が困難な状態である。 さらに、市町村合併の推進に伴い、行政事務や書類様式の見直し、システム変更等が進められているが、このままでは、各団体で異なる納入書様式が制定されることとなり、今後、電子納付の実施等に際して、再度様式変更が必要となるなど、地方公共団体にとって二重負担となる恐れがある。 地方公共団体については、住民の利便性の観点から、マルチペイメントネットワークを活用した電子納付の実施やコンビニ収納等のチャネル多様化の要請が高まりつつある。こうした対応を円滑に進めるためには、各地方公共団体	現行規制なし		
行政書士法第1条の2、1条の3	(業務) 第一条の二行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知識による電子的方式により作成されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における当該	c	-	行政書士法は、行政書士の業務が国民の権利義務に深く関わることから、行政書士名簿への登録を受け都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限りこれを行うことを認めることとしたものである。 現行においても、弁理士、弁護士、公認会計士又は税理士となる資格を有する行政書士試験に合格しなくても行政書士となることを認めているところであるが、上記の趣旨を踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 国民の権利義務に深く関わる業務を取り扱うことと、行政書士登録を受け行政書士会に入会することとは、以下 ないし、 に述べるとり制度上の必要性はないと思われるが、その両方につきご検討のうえ、再度ご回答いただきたい。 弁理士、弁護士、公認会計士及び税理士は、いずれも裁判官又は検事の行政機関に属する書類もしくは(私人間における書類の作成を固有の業務とし、行政書士以上に国民の権利義務に深く関与しており、重ねて行政書士登録を受けなければ業務の適正が図れないとする理は、論議 無効。 司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士についても、固有の専門的業務に加え、近時の法改正によって民事訴訟その他私人間の権利義務の存否を決定する手続に関する業務が認められたところであり、行政書士以上に国民の権利義務に深く関与している点において、 記載の職務と異ならない。 行政書士法は、書類の作成が契約代理や手続代理をともなう場合には(行政書士法第1条の3)、行政書士以外の者が行うことを許容しており(同法第19条第1項本文における同法第1条の3の除外)、そもそも行政書士登録制度は網羅的なものではない。 なお、行政書士資格は、公務員等として17年又は20年以上行政事務を担当することによって、その在職中の担当分野を問わず付与されるものであり(同法第2条第6号)、かつ試験科目の異なる複数の資格者に対して付随的に付与されるものであって(同法第2条第2項ないし第6	208002	総務省	他の法律専門職による行政書士業務の取扱いの許容、	5008	5008001			その他の法人	1	A	他の法律専門職による行政書士業務の取扱いの許容、	いわゆる法律専門職(法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とする者が認められている職種者をいう。以下同じ。)が、固有の業務に関連する範囲において、行政書士法第1条の2及び第1条の3に定められた業務を行うことを認めていただきたい。	法律専門職が固有の業務を行うに際し、その専門的能力を活用して、関連する一般的行政手続を代理したり、権利義務に関する書類等を作成することによって、法律サービスのワンストップ化が可能となり、国民の利便に資する。	行政書士法第1条の2、1条の3			
消防法第21条の2	一定の性能等を有しない場合に、火災の予防、消火等に重大な支障を生ずるおそれのある消防用機械器具等は検査を受けたものでなければ販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。	c	-	消防用機械器具等は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護することを直接の目的とする製品であり、火災発生後の初期火災の拡大抑制及び消防機関との連携による早期火災鎮圧を実現する機能を有しており、消防体制の一端を担うものであること、欠陥による火災の拡大による被害が周辺住民に及んでしまうこと、市場原理による粗悪品淘汰が困難であることなどから、検定制により個々の製品をチェックする必要がある。	要望者より次のとおり意見が提出されていることを踏まえ、改めて対応を検討されたい。 検定制の趣旨は、火災発生後の初期火災の拡大抑制、早期火災鎮圧、火災の拡大による被害の周辺住民の防止にあることについて十分理解している。要望の趣旨は、国内検定品の泡消火薬剤がタンク火災において、周辺住民、社会に大変な被害や影響を与えたとことを再び繰り返さないようにするものである。 そのために、海外で実火災で消火実績があり、かつISO規格、あるいはUL規格に合格した海外品を国内検定品と同等以上のものとして日本での使用を認めるよう求めるものである。 決して、検定制の趣旨を否定するものではない。	208003	総務省	消防用機械器具等の検定	5013	5013007			石油連盟	7	A	消防用機械器具等の検定	海外規格に適合あるいは海外認定を取得している製品については国内検定を不要とする。	評価や手続きに長期要するため、消火実績のある海外の資機材の輸入が困難。	消防法第21条の2(消防用機械器具等の検定)、第21の3(型式承認)消防法第21条の7(個別検定)			
行政書士法第3条、消防法第17条の3、消防法第13条の3	行政書士試験、消防設備士試験及び危険物取扱者試験は都道府県知事が行う。	c	行政書士試験、消防設備士試験及び危険物取扱者試験	(行政書士について) 行政書士の業務は、弁理士、司法書士等の他の隣接法律専門職と同様、国民の利益保護の観点から一定の能力を実証された者に限って行われることとされ、他の者による行政書士業務の実施については罰則規定が設けられていることから、合格者に対し行政書士となる資格を付与する行政書士試験の実施に当たっては、他の隣接法律専門職と同様、特にその適正かつ公正な実施を確保する必要がある。また、行政書士試験については、指定試験機関制度が導入されているが、これは、他の隣接法律専門職種では原則として国が直接試験を実施しているところ、都道府県知事が実施する行政書士試験については、都道府県知事の事務処理体制の簡素化・効率化につながり、地方公共団体の行政改革の推進等を要請する地方分権推進に資するとこの観点から、地方分権一括法により導入されたものである。(消防設備士試験及び危険物取扱者試験について) 提案内容である受付事務や採点処理・合否判定・通知業務といった試験業務に付随する作業事務については、試験を実施する都道府県知事の判断により民間法人へアウトソー			208004	全省庁	独立行政法人並びに、政府官掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	5026	5026001			(株)アイイーシー	1	B	独立行政法人並びに、政府官掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	国家資格試験の受付事務から採点処理・合否判定・通知業務までの一連の作業事務は、民間で十分に対応出来る内容であり、且つ効率、効果的な運用が大幅に改善できると認めています。 管理栄養士・社会福祉士・衛生管理者(厚生労働省)、行政書士(総務省)、国内旅行業取扱主任者・一般旅行業取扱主任者・マンション管理士・管理業務主任者・宅地建物取引主任者(国土交通省)、危険物取扱者(消防庁)の試験業務の規制撤廃および民間への業務開放を要望致します。	試験業務に付随する一切のアウトソーシングを事業主体として取組んでおります。	政府官掌でなくてはならない明確な事由が、見当たらないこと、民間に出来ない事由が明確でない事による国家資格試験の民間開放を要望致します。 各資格の業法および、法律	法律等で指定された資格認定事業者以外でも、取り扱いができる国家試験業務の事務請負の民間への開放および規制の緩和・撤廃を要望致します。	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
地方自治法第25条、第28条、第38条の4第4項	(使用料) 第二十五條 普通地方公共団体は、第二十三條の四第四項の規定による許可を受けて使用する行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。(分担金等に関する規制及び罰則) 第二十八條 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを	d	-	公共施設の屋上や南側壁面については、行政財産の目的外の使用の許可により使用させることができ、また、その際地方公共団体が徴収することができる使用料については、条例で定めるところにより、これを免除することも可能である。			208005	総務省・文部科学省	公共施設(特に小中学校などの)の屋上や南側壁面を太陽光発電のため無償で業者に貸与可能とすること。	5029	5029001			仁尾善久	1	A	公共施設(特に小中学校などの)の屋上や南側壁面を太陽光発電のため無償で業者に貸与可能とすること。 (多額の利益が出るようであれば、電気料金の割引を依頼し、学校等に少なからず還元して頂けたら良いのですが、そこは良く分かりませんが、また、そういう利益を求めようとするものではありません。)	太陽光発電装置は年々エネルギー換算率が向上している。この分野の更なる開発推進は世界をリードし、現在のエネルギー問題、環境問題の解決策に少なからず貢献することができる。本規制緩和策はある程度の収益性(面積)を持った研究場所の提供でもある。	1. 石油代替エネルギーの開発推進に役立つ。 2. 特に都会地の夏季の消費電力の増加に対応するものである。 3. 小中学校に設置することにより、優れた教材となり、地域の啓蒙活動にも繋がる。 4. 屋上緑化の推進よりも簡易で、効率的である。			
公職選挙法第9条	日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	c		選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討されるべき問題である。いづれにせよ、選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある(なお、国会において議員立法による法案が提出されたこともある)。			208006	総務省	選挙権年齢の18歳以上への引き下げ	5033	5033001			鳥取県倉吉市	1	A	選挙権年齢の18歳以上への引き下げ	衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会議員、長の選挙権年齢を18歳以上に引き下げる	選挙権年齢を18歳以上に引き下げることにより、地域の課題、社会的な問題に気付き考えをきっかけとなる。若者の社会参加意識が高まる。若者の多様な意見が反映され、政治が活性化される。	選挙は、国民が政治に関わっていく上で最も大きな手段の一つである。すでに多くの地方議会では、18歳への引き下げを求める意見書が採択されており、国際的にも18歳選挙権が大勢である。少子高齢化により若い世代の負担が増えつつあるにも拘らず、高齢者の政治的影響力が強くなるの比べ、ますます若者の意見が政治に反映されにくい状況になっている。この世代間の不均衡を解消し、まちづくりの将来を担う若者の意見を政治に反映させるため、選挙権年齢を見直し、18歳以上に引き下げる。	地方自治法第18条公職選挙法第9条第1項及び第2項	今年の衆議院選挙公約に18歳選挙権の実現を掲げた政党が、複数ある。自由民主党の入党の年齢要件も18歳である。 添付資料:各党選挙公約等
-	地方団体は、法令に定められている金融機関を指定し、公金の収納又は支払の事務を取り扱うことができる。	d	-	法令に基づき、必要な金融機関を指定代理金融機関等に指定すれば足りるものと解する。			208007	総務省	地方税収入への事務委託における口座振替制度の導入	5052	5052001			熱海市	1	A	地方税収入の私人への事務委託における口座振替制度の導入	地方自治法施行令第158条の二の規定による地方税の私人への事務委託では、受託者は、納税通知書その他の地方税の納入に関する書類に基づかなければ、地方税の収納をすることができないとされている。受託者の収納方法に地方自治法施行令第158条に定める金融機関の外に預金保険法第2条に定める全国の金融機関を対象とした口座振替の方法により実施可能とする事項の追加	地方税等に係る収納事務を民間業者に委託する。委託方法として、預金保険法第2条に規定する全国の金融機関を対象とした口座振替の方法により行うものとする。	本市は、全国でも有数な温泉都市として栄えてきたが、昭和40年代より別荘開発が進み固定資産税等の納税義務者は、市外居住者が6割を超えるまでになっており、また、法定外普通税として別荘等所有税を賦課していることから、その傾向は年々進んでいる。このことから、市外納税義務者等の市税等の滞納に対する滞納整理事務に多大な経費と労力を費やしているのが現状である。一般的な都市形態を想定した地方自治法施行令の賦入の徴収並びに収納の規定では、この問題の解決を図るのが困難である。このことから、市外納税義務者等への市税等への納付方法の拡大をすることにより、滞納者の減少を図り、もって収納率の向上による効果的な行政運営を目指すものである。	地方自治法施行令第155条・158条・158条の二	(別紙1)私人による口座振替代行の概略図
地方自治法第96条第12号	第九十六條 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決してしなければならない。一 十一略 十二 普通地方公共団体の当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三條第二項に規定する処分又は同條第三項に規定する裁	e	-	訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁について、議会の議決にからしめようとする法律の趣旨は、紛争処理の結果によつては多大な財政負担を伴うことがあり、また、その他の利害や権利義務関係にも重大な影響が及ぶことがある等という理由であるが、地方公共団体に限っては、地方公営企業法第40条第2項の規定により、条例の定めるところにより普通地方公共団体の長において専断処分をすることができ、軽易な争訟等についてもこの専断処分の対象とすることができるものとする。			208008	総務省	地方自治法第96条第12号の訴えの提起並びに当該訴えの提起に係る和解、斡旋、調停及び仲裁に関する議会の議決範囲の緩和	5055	5055001			岐阜県多治見市	1	A	地方自治法第96条第12号の訴えの提起並びに当該訴えの提起に係る和解、斡旋、調停及び仲裁に関する議会の議決範囲の緩和	地方自治法第96条第1項の議会の議決を受けるべき事項のうち同項第12号の「訴えの提起」については、「訴訟の目的の価格が政令で定める金額以内で条例で定める金額に係るものを除く。」こととし、同号の「和解、斡旋、調停及び仲裁」についても、「対象が政令で定める金額以内で条例で定める金額に係るものを除く。」こととし、議会の議決を受ける事項の緩和を図る。 なお、政令で定める金額は、60万円以内で条例で定める額とする。	法改正が実現された場合については、少額訴訟制度の積極的な運用を行い、課題とされている未収金の回収に努める。	地方自治法第96条第12号	平成10年の民事訴訟法の改正により、訴訟の価格が60万円以下の金銭の支払の請求を目的とする少額訴訟制度が設けられ、訴訟手続が簡素化、迅速化されたにもかかわらず、訴訟の提起については、すべて議会の議決事項とされている。また、法180条第1項の規定により長の専断処分事項として議会の議決を受けた場合であっても、その都度同条第2項の規定により議会に報告しなければならない、制度運用の妨げとなっている。 地方公営企業に関しては、同号は条例の定めものを除き適用除外とされているため、本市の公営企業については、少額訴訟、支払督促制度を有効に活用し、未集金の解消に一定の成果をあげている。	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
地方自治法第158条第3項、第219条第2項、第239条第6項、第252条の17の11	第158条3普通地方公共団体の長は、第一項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県長に報告するものとする。市町村は、都道府県長に報告するものとする。	c	-	都道府県知事が市町村の組織、予算・決算、条例といった基本的な事項について確認に把握しておくことは、都道府県が広域にわたる事務や市町村に関する連絡調整に関する事務を行うに当たって必要であり、市町村にとっても有益なものである。また、届出事務が市町村の過大な負担となっているものとも思われぬ。		要望者からの下記の変更意見を踏まえて、検討し、具体的対応策を示されたい。 組織、予算、決算、条例等については、HP等で外部に対し常に公開している市町村が多くなりつつあります。地方分権一括法を始めとする地方分権の時代に、国・県・市町村は対等・協力の関係であるとされている中で、法律をもって県への報告(義務)を課するのは分権の流れに反するものとする。 市町村が義務付けられて報告をすることが、結果的には市町村にとって有益であることですが、どう有益であるのでしょうか。貴省がおっしゃるよう、広域的な事務や連絡調整に関する事務に必要な場合は、必要な時に必要な情報について、地方自治法第245条の4の規定により資料提出を要求していただければ十分であると考えます。 また、届出事務が過大な負担になってはならないことですが、厳しい財政状況の中、人員削減に努めていかなければならない中で当然これは負担でありますし、そもそも分権の流れに反するものだと考えます。	208009	総務省	県知事への各種届出義務の廃止	5055	5055002			岐阜県多治見市	2	A	県知事への各種届出義務の廃止	市町村において、毎年度の予算及び決算、内部組織変更時を含む条例の制定・改廃時にこれら都道府県知事に届け出ることが定められているが、この届出義務を廃止する。	毎年度の予算及び決算、部設置条例その他の条例の制定改廃時にこれら都道府県知事に届け出る義務を廃止することにより、これらに関する事務の迅速化、簡素化を図るとともに自己決定・自己責任の原則の意識の浸透を図る。	地方分権一括法等により地方分権が進められている中で、市町村の予算、決算、条例の制定改廃についても市町村の自己決定・自己責任のもとに行われるべきであり、その都道府県知事への届出は必要ないと考えます。また、予算、決算、条例等は常に公開しており、県の政策のために必要な場合はいつでも見ることができ、詳しい情報が必要な場合は資料提出を要求により可能であり、関与の法定主義で法定するだけの必要性はないと考えます。	地方自治法第158条第3項、第219条第2項、第239条第6項、第252条の17の11	
住民基本台帳法第39条	国内に在住する日本国籍を有する者は住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に、国内に在住する日本国籍を有しない者は外国人登録法に基づき外国人登録原簿にそれぞれ記録されていること。	c	-	住民基本台帳法と外国人登録法とは、その目的、記載事項等が異なり、両制度の一元化は困難とあるが、南米出身のいわゆる日系2世や3世等については、平成27年の入管法改正で身分・地位に基づく「定住者」と認められたこと、他の活動に基づく在留資格を付与される外国人とは区別して扱われる。活動の制限が無い中で、日本各地を移動し、または出入国を繰り返す日本人が増加している現状を踏まえ、外国人登録された内容と居住実態との乖離を改善するためにも、特に「定住者」については実態に即した外国人登録制度の見直しが必要と考えられること、貴省のご意見を再度お伺いしたい。 また、当方は、行政サービスの効率的な提供のために、まずは外国人登録制度を住民基本台帳制度を近づける一元化は長期的に検討すべき必要性を指摘しているが、近づける内容や方策について、具体的に可能な部分、不可能な部分についてどのようにお考えか、貴省のご意見を伺いたい。		ご回答によれば「住民基本台帳法と外国人登録法とは、その目的、記載事項等が異なり、両制度の一元化は困難」とあるが、南米出身のいわゆる日系2世や3世等については、平成27年の入管法改正で身分・地位に基づく「定住者」と認められたこと、他の活動に基づく在留資格を付与される外国人とは区別して扱われる。活動の制限が無い中で、日本各地を移動し、または出入国を繰り返す日本人が増加している現状を踏まえ、外国人登録された内容と居住実態との乖離を改善するためにも、特に「定住者」については実態に即した外国人登録制度の見直しが必要と考えられること、貴省のご意見を再度お伺いしたい。 また、当方は、行政サービスの効率的な提供のために、まずは外国人登録制度を住民基本台帳制度を近づける一元化は長期的に検討すべき必要性を指摘しているが、近づける内容や方策について、具体的に可能な部分、不可能な部分についてどのようにお考えか、貴省のご意見を伺いたい。	208010	警察庁・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省	外国人登録制度の改善、国・自治体における外国人に関する情報の共有	5057	5057004			外国人集住都市会議 四日市市長 井上哲夫	4	A	外国人登録制度の改善、国・自治体における外国人に関する情報の共有	登録内容と実態の乖離を是正するために、外国人登録制度においては、転出届の実施、世帯単位で登録変更を行うこと、出国通知を迅速化する、国民健康保険の喪失に関する基準の統一化(例えば、再入国手続きを受けて出国する際の基準を統一することなどが)、外国人登録制度を住民基本台帳制度に近接させ、長期的には両制度の一元化を検討すべきである。 また、現在、内閣官房でも検討が進められているが、出入国管理、外国人登録、税、社会保険、教育などに関する情報を「外国人共用データベース」に登録し、法令に定める必要の生じた場合、関係省庁や自治体に対して当該データベースにアクセスを認めるシステムを導入は、本要望の実現にとって効果的なので、その実現を求め、その際、データ保護に万全を尽くし、国民、外国人及び関係NPOなどの理解と協力を得る必要があることを強調しておきたい。	外国人も日本人も、基本的には同じ権利を有する住民であるという認識に基づけば、外国人登録制度は、長期的には住民基本台帳制度に近づける必要がある。この制度は、単に、出入国管理の一部であるというだけでなく、地域における外国人住民の実態を把握する上で一層重要になっている。しかしながら、現状では、外国人登録された内容と居住実態との乖離が大きくなっているほか、住民登録と外国人登録の制度のずれが自治体における住民の実態把握を困難にしている。そこで、出入国管理行政のみならず、雇用・労働条件、税・社会保険、教育など関係行政が協力して外国人の在留実態の把握と情報共有を行い、地域において整合性のある外国人施策を実施し、外国人の権利の保護と義務の履行を図る必要がある。	外国人登録法第3条、第4条第1項、住民基本台帳法第1条、第2条、学校教育法第47条		
-	-	-	-	要望者の要望内容に答えるためには、会計法、予算法の改正等に言及しなければならぬため、総務省では回答できない。		要望元からの下記意見を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 海外における調達・支払業務において既にクレジットカード決済を導入していることは理解できる。しかし、今回要望している内容は、諸外国のように国内における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムを活用したコスト削減や業務効率化である。既に既存の会計システムにより適正な運用が行われていることとあるが、再度諸外国の導入事例をご確認いただき、国内の調達・支払業務についてもご検討いただきたい。 また、金融庁・財務省からの回答にある通り、物品調達・物品管理、謝金、諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画により、物品調達・支払業務が電子化される予定であれば、その計画の中でクレジットカードシステムの導入についてもご検討いただきたい。	208011	全省庁	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	5075	5075002			クレジットカード普及連絡会(クレジットカード会社29社、別紙参加カード会社社名一覧ご参照)	2	A	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	諸外国と同様にクレジットカードシステムを導入した。政府における物品購入・支払いシステムを実現し、政府の物品調達・支払いに関するコスト削減や業務プロセスの効率化を実現いただきたい。については、会計法や予算決算及び会計令等のにおいて、本要望を妨げる規定がある場合は、その規定をご指摘いただくとともに制度を改正いただきたい。	各府省庁において実施されている、物品調達・支出の一連の業務プロセスにクレジットカードシステム(政府購買専用カード)の発行、決済スキームの活用、共同アウトソーシングシステムの構築等)を導入する。まずは、いくつかの府省庁で実証実験を行い効果を確認、効果が認められた場合は、その他の府省庁に順次拡大する。	諸外国では、既にクレジットカードシステムを導入し、政府物品調達・支払業務におけるコスト削減、効率化において大きな成果を上げている。米国では年間14億ドル、イギリスでは年間1億ドルのコスト削減効果があると推定されている。従って、日本においても物品調達・支払業務にクレジットカードシステムを導入することによる、コスト削減・効率化効果が見込めるものと考えられるため、関係府省において検討をお願いしたい。	会計法(第10条～第28条)、予算決算及び会計令(第38条～第63条)、契約事務取扱規則(第1条～第27条)	[ご参考:クレジットカードシステムを導入している諸外国(米国、イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、オーストラリア、香港、韓国、ニュージーランド、シンガポール、台湾、タイ、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、ロシア、カ、ペルー、リコ等) 物品調達に限定するものではなく、政府からの様々な支出においてクレジットカードシステムを導入している国々
地方自治法第237条、第238条の4及び第238条の5	(財産の管理及び処分) 第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。 第二百三十八条 この法律の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用	a	-	現在、地方公共団体から要望がある有価証券の信託を可能とするよう地方自治法の改正について、次期通常国会を念頭に必要検討や作業を行っているところである。		地方公共団体の保有する財産について、信託設定による流動化が実現されれば、地方公共団体の資金調達手段の多様化、早期財政健全化に資する。既に保有する流動化と同様の経済効果が認められるローン・パーティシペーション方式での流動化事例が存在する。また、国においては行政財産を普通財産に用途変更した上で信託を設定し、当該財産を引続き国が使用する方式が認められ、活用されている。以上の観点から、有価証券に限らず、広く保有財産全般について、流動化・証券化を前提とした信託の設定を認めること、少なくとも同様の措置とすることについて改めて検討し、見解を示されたい。	208012	総務省	地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	5076	5076008			社団法人信託協会	8	A	地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	地方公共団体が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分類されるが、普通財産である土地(及びその定着物)以外を信託することは認められていない。 ・普通財産である土地(及びその定着物)の信託についても、地方公共団体自身が受益者となる場合しか認められず、公用又は公共用に供するため必要があるときは信託期間中であっても信託契約を解除できるものとされている。 ・そこで、地方公共団体が保有する財産のうち、普通財産である土地(及びその定着物)以外の財産についても信託を可能とすること、及び、その場合に(普通財産である土地(及びその定着物)の信託も含めて)流動化、証券化が可能となるような法的手当をあらかじめ行なうことを要望するもの。 ・なお、「あじさい」月間において、「信託」の対象となる財産の範囲の拡大については次期通常国会を念頭に、必要な検討や作業を行うとされているが、新たに対象とすることを検討している財産の範囲についてお示し頂きたい。	地方公共団体では現在、早期の財政健全化の必要性が叫ばれており、保有する財産の売却を中心に財政の健全化に向けた取組がなされている。その財産によっては、購入に多額の資金を必要とするため、売却先が現れない場合も想定される。斯かる場合において、その保有する財産を流動化、証券化のために信託することにより、当該信託により生じる受益権を小口化し、多数の投資家に売却することで資金調達が可能となり、早期の財政健全化が図られることとなる。 また、地方公共団体において、資金調達手段の多様化が図られることは、地方分権の推進という国家施策にも合致するものである。なお、一部の地方公共団体においては、保有する金銭債権をローン・パーティシペーション方式で流動化した事例が存在する。 ・現行、行政財産の用途を廃止し、普通財産としたうえで資金調達を行なうことは制度上可能であるが、信託方式による流動化は認められていない。例えば行政財産について信託を設定し、その受益権を譲渡して資金を調達する一方で、当該行政財産を引続き地方公共団体が使用(賃借)する形態とすれば、一般のテナントが賃借する場合と比べて、当該信託受益権の価値が高まり、ひいては地方公共団体の早期の財政健全化が達成できることとなる。 ・以上のように地方公共団体の財政の健全	地方自治法第237条、第238条の4及び第238条の5		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
一	軽油を製造する場合には、都道府県知事から当該製造等の承認を受けなければならないこととされている。 当該義務に違反した場合には罰則が課されるほか、当該義務違反に係る炭化水素油(不正軽油)を情を知って譲り受けた場合にも罰則の対象とされている。	d	-	総務省は、平成16年度税制改正において軽油引取税を脱税した者や都道府県知事の承認を受けずに軽油を製造した者等に対する罰則の引上げ、不正軽油を譲り受けるなどした者に対する罰則の創設等の対策を講ずるほか、平成17年度税制改正において夜間に強制調査を行うことができる税目に軽油引取税を加えるなどしたところである。都道府県においても、これらの改正法の規定を積極的に適用し、犯則調査を行っているところである。 また、平成16年9月には消防庁と、平成17年7月には国土交通省とそれぞれ全国に設置されている不正軽油対策協議会等への参加や不正軽油の取締りに関する情報の提供・共有の在り方等について取決めを行うなど、不正軽油の撲滅に向け関係省庁等との協力を現に推進しているところである。 今後とも、不正軽油の製造・流通の実態を踏まえた上で、関係省庁等と連携を図りつつ、軽油引取税の脱税防止対策の強化のあり方について検討していくこととしている。		要望者より次のとおり意見が提出されていることを踏まえ、改めて対応を検討されたい。 不正軽油製造・販売等を根絶するために日夜行われている地方自治体の対策が無駄にならないよう、関係省庁の連携を更に強化し、実効性のある対策を講ずること。	208013	総務省・環境省	不正軽油対策	5085	5085011			東京都	11	A	不正軽油対策	不正軽油製造等を根絶するため、関係省庁が一体となった実効性のある対策を講ずること。		平成16年度の廃棄物処理法の改正では硫酸ビッチの保管基準等の強化等がなされ、平成16年度の地方税改正では、軽油引取税の脱税にかかる罰則の引き上げ及び不正軽油の譲受に関する罰則の創設等が盛り込まれた。しかし現行制度では不正軽油を製造する行為や硫酸ビッチの不法投棄を根絶することは極めて困難である。	地方税法 廃棄物処理法	
地方自治法		a		現在、地方公共団体からの要望を踏まえ、貸付可能な行政財産の範囲等の拡大を目的とした地方自治法の改正について、引き続き必要な検討や作業を行っているところである。		本件要望に関し、貸付可能な行政財産の範囲等の拡大を目的とした地方自治法の改正について、引き続き必要な検討や作業を行っているところである。	208014	総務省	行政財産に対する制限の緩和	5085	5085014			東京都	14	A	行政財産に対する制限の緩和	・自治体が所有する公有財産のうち行政財産については、法律により私権の設定が禁止され、民間への貸付けができないなどの制約がある。 ・公有財産の管理等については、各自治体がそれぞれの状況に応じ、更に有効活用できるよう、法律による一律の規制を見直すべきである。 ・については、行政財産に対する制限を緩和し、弾力的に活用できるよう、法律の規定を整備することに対する極力早期の実現を要望する。	組織の統廃合等により庁舎等の一部に空き床が生じているが、これを民間事業者等に貸し付けることにより、有効活用を図る。	現在、行政財産の貸付けが認められているのは、地方自治法施行令第169条に掲げられる国、地方公共団体庁舎の合築の場合等に限定されており、民間企業・団体等の民間事業者に対しての貸付けは認められていない。このため、民間事業者等に庁舎等の空き床を使用させようとした場合には、目的外使用を許可する以外に方法はない。この目的外使用許可は、行政目的を妨げない範囲に限られ、使用は最小限度に留められることから、財産を有効活用する手段としては限界がある。このため、行政財産のより有効活用が図られるように、貸付け等が可能となるような地方自治法の規定改正を要望する。	地方自治法	
地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項 地方自治法施行令第169条の3	(財産の管理及び処分) 第二百三十七条 3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合、議会の議決によるときでなければ、これを信託してはならない。(普通財産の管理及び処分) 第二百三十八条の五 2 普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)は、当該普通地	a		現在、地方公共団体から要望がある有価証券の信託を可能とするよう地方自治法の改正について、次期通常国会を念頭に必要検討や作業を行っているところである。			208015	総務省	地方公共団体の基金の運用に関する規制の緩和	5085	5085015			東京都	15	A	地方公共団体の基金の運用に関する規制の緩和	地方公共団体の基金に属する有価証券について、信託銀行等に対する信託を可能とすること	運用有価証券信託による基金の運用	運用有価証券信託は、保有する国債等の有価証券から金利収入を得ることに加え、当該有価証券を貸出し、手数料を得ることを目的として信託するものであり、民間では有価証券の運用方法として広く行われている。 現状では、地方自治法により基金に属する有価証券を信託することは認められていないが、より効率的な運用を図るため、これを信託銀行等に対して信託することを可能とするよう早期の法改正を要望する。	地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項 地方自治法施行令第169条の3	
消防法第7条	建築物の新築、増改築等について確認等を有する行政庁若しくはその委任を受けた者又は指定確認検査機関は、当該確認等に係る建築物の所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なければ、当該確認をすることができない。また、当該確認等に先立ち事前協議を行うことがあるが、それは法令上に位	e		建築確認に先立つ事前協議時、又は消防同意の際には、建築物の防火上の目的を達成するために、必要に応じて指導がなされることがあるが、これは行政手続法の規定に従い行われる行政指導であり、消防法令に根拠を有する特有の行政処分ではないことから、規制改革で対応すべき事項ではない。			208016	総務省	着工後の消防等への指導による事業者負担の低減について	5090	5090005			(社)不動産協会	5	A	着工後の消防等への指導による事業者負担の低減について	確認申請認可後(消防同意後)、事前協議を行ったにも関わらず、指導により設計変更を余儀なくされるケースがあります。事業者の都合により設計変更をする場合は別ですが、大きな設計変更がない場合は、上記のようなケースが無いよう指導内容の統一並びに確認申請時の事前協議時、確認申請時に指導時期を絞るよう強く要望する。		ケースにより多大な事業費増となり、事業者にとって大きな負担になり得ます。	消防法第7条ほか	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
電波法 電波法施行規則 無線設備規則	現在の携帯電話用周波数の利用は逼迫しており、加えて、一事業者が使用する周波数が複数に跨り割り当てられている。このため、現行の携帯電話用基地局は、このような複雑な周波数割当てを前提として十分なサービス品質を確保するための適正な技術基準が設定されているところ。また、PHSの一部	c:全国規模で対応不可	法律上の手当てを必要とするもの 省令告示の手当てを必要とするもの	携帯電話中継装置についても、基地局同様、隣接する他の免許人に対する混信妨害を与えないよう、適正なフィルタ特性等、基地局同様の技術基準で運用されることが必要である。 また、携帯電話中継装置は、近接する基地局や隣接する周波数を使用する他のシステムに混信を与えないよう、基地局の配置、使用周波数等について十分な技術検討が行われた上で周波数割り当てが必要であることから、引き続き免許を必要とする無線局として扱うことが適当である。			208017	総務省	小型携帯電話中継装置の技術基準の緩和	5095	5095001			ゲインネットワーク代表取締役 福田 力	1	A	小型携帯電話中継装置の技術基準の緩和	携帯電話の電波が届かないビルの地下、ビル密集地の低層階等で、携帯電話が使えるようにする小規模の中継装置について、電波法の技術基準適合証明、若しくは、工事設計認証を取得する際、中継装置としての適合規定がなく、現在、基地局として扱われています。小規模な装置については、PHS局の中継装置同様の取扱いをしていただきたい。	携帯電話の「圏外」を解消する装置として小規模なエリアには、各携帯電話会社はNTTドコモの簡易IMCSをはじめそれぞれに中継装置を設置していますが、現状では、中継装置としての技術基準の位置付けが示されていないため、基地局の取扱いになっていない。従って、技術基準適合証明、または、工事設計認証を取得するにも、高出力の基地局と同じ基準で製品を作り、試験を受けなければなりません。そのため、装置が効果となり、違法で安価な中継装置を排除できないまま、違法に設置された装置から発せられる電波が携帯電話の事業者及び利用者の使用を妨げ、人命にもつながる地域防災無線、移動通信(MCA)にも妨害を与えている現状を考えますと、早期対策の実施が望まれます。0.01W以下の中継装置については、PHS中継装置(PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局)同様に、移動機として取扱う事が実現しますと、安価で良質な中継器の投入により、違法中継器の撲滅を図り電波環境の改善を早期に実現することが可能となることから、現行法の緩和を要望します。	電波法第4条3号 電波法施行規則第6条 無線設備規則		
電波法	携帯電話中継局については、周辺の無線局との間で干渉を起こさないよう設計、工事することが必要であるため、携帯電話事業者が免許を受けて開設する無線局としている。現時点において、既に空中線電力0.5Wを超える携帯電話中継局の開設を認めており、事実確認である。	e:事実確認	-	携帯電話中継局については、周辺の無線局との間で干渉を起こさないよう設計、工事することが必要であるため、携帯電話事業者が免許を受けて開設する無線局としており、その空中線電力に対する規制は設けられていない。			208018	総務省	携帯電話屋外用中継装置の最大電力の緩和	5095	5095002			ゲインネットワーク代表取締役 福田 力	2	A	携帯電話屋外用中継装置の最大電力の緩和	携帯電話の屋外用中継装置の最大出力を現行の0.5Wから2Wに緩和して欲しい。	携帯電話の普及が進み、携帯電話サービスに対する利用者の要望が高まっていますが、近年高層ビルの出現だけでなく、老朽化したビルの建替が随所で進められ、突然、携帯電話の電波が遮られ、携帯電話が使えなくなる現象が現れています。しかし、セルプラン上から、基地局の数を増やすことは現状、限界があります。解決策としては、同一セルの基地局の電波を中継し、陰影地域を解消する方法が取られています。が、電波の干渉を防止する観点から、現行技術基準では、屋外用中継局の空中線電力が0.5Wに限定されています。0.5Wと制限した場合、ビルの密集地における電波陰影地域の解消エリアが限定され、中継装置の投資効果が抑制されています。現在では、昨今の技術革新により、現行基準を最大2Wに緩和することは運用上充分可能であります。従いまして、日に日に強まる社会、経済的な要請に早期対応が望まれている本件についての緩和を強く要望致します。	電波法 電波法関係審査基		
電波法 電波法施行規則 無線設備規則	PHS中継装置については、通常の免許局として扱っており、免許不要局として扱っているPHS中継装置はないことから、事実確認である。 携帯電話中継装置は、周辺の無線局との間で干渉を起こさないよう設計、工事が必要であり、電気通信事業者が免許人となって管理を行っているところ。	c:全国規模で対応不可 e:事実確認	省令告示の手当てを必要とするもの	携帯電話中継装置については、一般の利用者が自由に中継装置を設置可能とした場合、周辺の無線局との間で干渉を起こさないおそれが大きくなるため、サービスの提供主体である携帯電話事業者が責任をもって管理を行うことが必要である。したがって、引き続き携帯電話事業者が免許を受けて開設する無線局として取り扱うことが必要である。 また、携帯電話中継装置の設置に係る費用負担は、携帯電話事業者と設置希望者間の問題であることから、法律等で規制する性格のものではない。			208019	総務省	小電力無線局の適用範囲の拡大	5095	5095003			ゲインネットワーク代表取締役 福田 力	3	A	小電力無線局の適用範囲の拡大	携帯電話の電波が届かないビルの地下、ビル密集地の低層階等で、携帯電話が使えない空間、いわゆる「圏外」が多く存在しますが、圏外を解消するため、設置する中継装置について、電波法の技術基準適合証明、若しくは、工事設計認証を取得した装置について、PHS同様に小電力無線局として扱い、設置する費用についても、有線機器同様に利用者負担で設置できるように現行法を改正し、国民利用者の利便性向上の早期実現化を要望します。	(1000字超のため別途資料とします)	電波法第4条第3号		
地方税法 地方税法施行規則	地方税においては、課税団体及び指定金融機関等に払い込まれた日が納付日となっている。	c		地方税法第20条の6の規定する「第三者納付」制度は、税を納付すべき者以外の者が、自己の名において、その納付すべき者の税を納付することから、本人が自己の租税を納める場合同様、第三者が課税団体及び指定金融機関に金銭等を払い込んだ日が債務履行の日となる。したがって、本来の納税義務者が、単にクレジットカード払いの手続きをした日を領収日とすることはできない。	要望元からの下記意見を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。我々の認識では、各地方自治体においてクレジットカードによる公金収納の具体的な検討が開始されているが、本件が導入に向けた障害の一つになっていると認識している。クレジットカード決済の導入は、地方自治体の収納業務の効率化、住民の利便性向上に寄与するものであることから、現行制度上不可能であれば、必要な法令上の措置をお願いしたい。		208020	総務省・財務省	公金のクレジットカード収納の際の領収日について	5096	5096001			株式会社日本総合研究所 三井住友カード株式会社	1	A	公金のクレジットカードの領収日について	公金をクレジットカードで支払った場合の領収日について、第三者であるクレジットカード会社が日銀又は指定金融機関に入金した日ではなく、利用者がクレジットカード払いの手続きをした日とするための措置をお願いしたい。	国又は地方自治体において、納税証明書を発行する場合の領収日やシステム上の領収日データの登録を、利用者がクレジットカード払いの手続きをした日とする。	公金のクレジットカード払いについては、国税通則法第41条や地方税法第20条の6等で規定されている「第三者納付」制度を活用して可能とされているが、現行規定では公金債権が消滅する時点(領収日)は日本銀行又は指定金融機関に第三者が入金した日とされている。クレジットカード払いの場合、利用者が手続きをし、カード会社が日銀又は指定金融機関に入金するまでにタイムラグが生じる為、利用者が手続きをした日を領収日とすることができない。しかしながらクレジットカードの場合、利用者が手続きをした時点で信用照会(オーソリゼーション)を行い、承認した売上については国等への支払いを保証するものであることから、現金で納付した場合と同等の効果を持つものであり、利用者の手続日=領収日として何ら問題はないものと思われる。(公開「否」の理由欄に続く)	国税通則法、地方税法、地方自治法等	収納側にとっても、現状「委託先における収納日=領収日」として運用している事務フローに加え、「(利用者の手続日+X日)=領収日」とする新たな事務処理を検討する必要がある。領収日のマニュアル入力や住民からの照会対応等、地方自治体等の職員の事務負担が増加する恐れがある。 臨戸収納の際、モバイル端末によるクレジットカード収納も可能となり、回収業務効率化に寄与する可能性もあるが、延滞金の計算が当日までではなく、カード会社から日銀等への入金日まで計算し徴収する必要があるため、住民理解が得られない可能性が高く、結果として回収業務効率化に繋がらない。 クレジットカードの導入は、収納側の業務効率化、住民の利便性向上に寄与するものであり、結果として政府が標榜する「小さな政府、構想実現に寄与する」とも確信している。については、行政サイドにおいてクレジットカード収納がスムーズに導入される為に、現行制度上で認めていただくか、現行制度上では不可能な場合は必要な法令上の措置をお願いするものである。

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
電波法(昭和25年法律第131号)	【電波法関係】無線局の免許を受けようとする者は、申請書に所要の事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならないこととなっている。 【有線電気通信法(昭和28年法律第96号)】有線電気通信法(昭和28年法律第96号)電気通信事業法(昭和59年法律第86号)	e: 事実誤認	-	電波法、有線電気通信法及び電気通信事業法では、民間事業者が「国土交通省…地方自治体等の保有する自営情報通信施設の運用並びに保守管理業務」を行うことを制限していない。なお、当該業務を行う者は、電波法、有線電気通信法又は電気通信事業法に規定する、通信の秘密の保護、重要通信の確保、技術基準への適合等を遵守しなければならない。消防庁保有の無線通信施設については、既に民間に保守管理を委託しており、要望事項は実現されている。			208021	総務省・国土交通省	国有無線施設・情報通信施設の運用管理代行	5098	5098001			民間企業	1	B	国有無線施設・情報通信施設の運用管理代行	国土交通省、気象庁、消防庁、(財)水資源公団、地方自治体等の保有する自営情報通信施設の運用並びに保守管理業務を民間開放する。具体的には、設備は国有のままとし、民間事業者が設備管理、免許手続、保守運用業務を実施する公設民営の手法を導入し、コストダウンを図る。	国有等の情報通信施設に関し、無線機、光ファイバ等有線設備及びこれらに付帯する設備についての以下の業務を民間事業者が実施することを可能とする。 ・資産管理業務 ・ネットワーク設計業務 ・無線免許手続業務 ・保守委託管理業務 ・運転監視業務 ・工事監理業務	国等が自営で設置する無線機や光ファイバ等の電気通信施設は、民間の電気通信事業者等が日本全国大で使用しているものと基本的に同じであり、その管理運営については民間のノウハウの導入及び管理統合化によるコスト削減効果が高いと考えられる。セキュリティは、設備は国有のままであるためサイバーテロ等の心配はなく、守秘義務によって管理情報の漏洩等も防くことは可能。ただし、国防及び警察の情報通信施設は機密情報が流通する観点から除外する。			特に規制等はないと思われる
-	各府省において所管の統計データをホームページ等により提供	d	-	電子政府構築計画に基づく「統計調査等業務」の最適化の取組において、外部資源を活用(アウトソーシング)しつつ、各府省の公表する統計についてスプレッドシート等によるインターネット提供、各府省のホームページのコンテンツの構成の共通化、各府省共同利用型システムの整備・運用を通じた統計情報の一元提供(統計情報のワンストップサービス)等を実施する予定。平成18年度において、企業を対象とする小規模な統計調査「科学技術研究調査」及び「個人企業経営調査(いずれも指定統計調査)」について、当会議と密接に連携を図りつつ、試験調査等を実施する。その結果を踏まえ、速(とも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施する。			208022	総務省	統計調査データ提供業務	5103	5103001			(株)オリエンタルコンサルタンツ	1	B	統計調査データ提供業務	これにより以下の効果が期待できる。 - 省庁間、省内での統計調査情報データ公表窓口の一元化によるアクセス性向上 - 統計データの省庁間相互利用、民間活用の促進 - 現在オンラインで提供されていない統計データへのアクセス性の向上	統計調査データ提供業務	国や地方公共団体が実施する各種統計調査データはオンラインで容易に入手できるようになってきたが、以下の問題点を抱えている。 統計データへのアクセスが悪い(省庁間・省内で窓口・ホームページがバラバラ) 公表統計データの種類、範囲が限定的(非開示の統計調査も多く、また集計前のデータテーブルが公表されていない) これらのデータは行政機関、研究機関・民間企業から見ても非常に有益であるが、別途独自に費用を投じて調査をしなければならず、調査・研究・分析活動の非効率化を招いている。	統計法第15条、統計報告調整法第3条等		
(簡易生命保険法)	規制なし	e	-	法は、政府の諸活動について国民に対する説明義務を全うされるようにすることを目的として、政府の一部を構成し政府の諸活動の一部を担っていると思われる法人を対象法人として規定しているところ。 株式会社については、商法上の手続により設立され、商法の適用を受ける法人であり、民間の経営手法を活用しながら営利企業の行動原理にのっとりた経営が行われることを前提としていることなどから、法の対象法人とすることは適当でない。	非喫煙者割引の導入について、簡易生命保険法等の現行法令上、規制しているものではないため。		208023	総務省	日本郵政公社の簡保に非喫煙者割引を導入する	5110	5110006			特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を、推進協議会	6	A	日本郵政公社の簡保に非喫煙者割引を導入する	民間の生命保険会社(損保を含む)では、喫煙者と非喫煙者では生命表が異なることから、生命保険については非喫煙者では割引制度を導入している事例が多くなっている。日本郵政公社の簡易保険についても同様の非喫煙者割引制度を導入すべきである。	生命保険契約者の負担と給付の公平が実現する。		簡易保険制度に関する法令		
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項	法は、政府の一部を構成するとみられる独立行政法人、特殊法人等を対象法人としている。株式会社については、政府の一部を構成する法人には当たらず、法の対象外とされている。	c	-	法は、政府の諸活動について国民に対する説明義務を全うされるようにすることを目的として、政府の一部を構成し政府の諸活動の一部を担っていると思われる法人を対象法人として規定しているところ。 株式会社については、商法上の手続により設立され、商法の適用を受ける法人であり、民間の経営手法を活用しながら営利企業の行動原理にのっとりた経営が行われることを前提としていることなどから、法の対象法人とすることは適当でない。			208024	総務省	国が3分の1以上の株を保有している会社については、情報公開法による開示請求を可能とする	5110	5110013			特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を、推進協議会	13	A	国が3分の1以上の株を保有している会社については、情報公開法による開示請求を可能とする	例えば日本たばこ株式会社(JT)は、国が2分の1の株を保有することが法的に義務づけられているが、情報公開法による情報開示が可能な対象にすべきである。	国が相当の株を保有して管理監督している民営化された会社等については、情報の透明性を高めることが社会公正上必要である。		情報公開法	例えば、JTについては、国は約66%の株を保有しているが、現在、情報開示の対象外で、国民の税金が投入されてきた経緯からしても、透明性の確保が不可欠である。	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)		
国家公務員法 人事院規則14-4	現制度下において人事院の審査及び総務省官房秘書課において審査が行われている。	c	現制度下において適切に行われている。	c	制度上において、該当法令を所管していない官房秘書課が回答する立場にない。	要望者から以下のような再意見が寄せられていますので再検討をお願いします。 (1) 国家公務員法第103条第2項で「職員は、離職後2年間は、営利企業の地位で、その離職前5年間に在職していた人事院規則で定める国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。」とありますが、2年間であることの根拠があるわけではなく、また再就職による関連企業等への利益誘導事例が先般日本道路公団を舞台にありました。役員者については年限を設けず禁止することが必要な事例です。例えば、財務省の役員者が、現にJTの役員者として天下っています。例えば現JT会長は財務省元主計局長であり、副社長の一人は元道常務局長であるなど、行政機関が管理監督権限を有する企業に迂回して就職していることは、癒着を生み、利益誘導を有する可能性が否定できないので、行政の公平性を損なわないために、天下りによる関連企業等への利益誘導が絶対に起こらないような保証制度が創設されない限り、役員者については年限を設けず禁止することが必要です。(2) 省庁の幹部職員が、定年前に辞め、管理監督権限を有する企業や関連機関に再就職する慣習がある場合がある、それが癒着や利益誘導を有する可能性が否定できないケースがあることが懸念されます。このような慣習は原則的に止めるべきではないでしょうか。	208025	全省庁	行政機関の役員退職職者、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	5110	5110014					特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を、推進協議会	14	A	行政機関の役員退職職者(役職)が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	行政機関(例えば財務省)の退職者(役職)が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体(例えば「J」や「たばこ協会、販売組合など)に就職することは、天下りであって癒着を生み、行政の公平性を損なうので、禁止することが必要である。	行政と、管理監督される側は、天下りなど人事を通して癒着の事例が多くあるので、公平性と透明性のために、禁止が必要である。	人事院等の法令	近年、最近も、天下りによる不祥事が多く見られることから、この禁止が行政改革上からも必須である。	
接続料規則	平成16年10月19日付け情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料算定の在り方について、NTSコストを5年間で段階的に接続料原価から除くことが適当とされたことから、本答申を踏まえ、平成17年2月14日接続料規則の改正を行ったところ。	d:現行制度下で対応可能	-	制度の現状と同じ	-	-	208026	総務省	接続料にかかる長期増分費用モデルの見直し	5112	5112013	1		オーストラリア	13	A	接続料にかかると長期増分費用モデルの見直し	(i) 日本は、競争事業者に適切なコストに基づいた、非差別的な方法による接続料を課すべきである。(NTT東西によって課せられる接続料金の大きな部分を占める)NTSコストを長期増分費用モデルに含めるべきではない。	-	-	オーストラリアは競争事業者に適切なコストに基づいた、非差別的な方法による接続料を課すべきである。NTSコストを長期増分費用モデルに含めるべきではない。	-	-	
-	-	-	-	-	総務省においては、電気通信サービスに係る内外価格差調査を、毎年実施し、利用者料金に係る内外価格差についての調査結果を公表している。本調査によれば、例えばご指摘の45Mbpsの専用線料金については、我が国の通信料金はロンドンの61%。	-	208027	総務省	接続料基準に関する研究の実施	5112	5112013	2			オーストラリア	13	A	接続料基準に関する研究の実施	(ii) 総務省はNTS料の減額スケジュールを施行する際、定期的に最新情報を提供し、次の様な一連の接続や卸サービスに関して、日本と国際料金を比較する年次接続ベンチマーク研究を公表すべきである。 a. 固定端末機 b. 固定から移動端末機 c. 移動から固定端末機 d. アンバンドルされた地域回線 e. 次の距離圏の45Mbpsと155Mbps専用線 ・100km ・500km	-	-	オーストラリアは競争事業者に適切なコストに基づいた、非差別的な方法による接続料を課すべきである。NTSコストを長期増分費用モデルに含めるべきではない。	-	-
電気通信事業法	電気通信事業法第33条により、加入者回線を相当な規模で有する事業者のネットワークは、他事業者の事業展開上不可欠であり、利用者の利便性の増進の観点から極めて重要であることから、加入者回線の50%以上を有する事業者のネットワークを第一種指定電気通信設備として指定し、接続料金を含む)の認可、公表、認	d:現行制度下で対応可能	-	制度の現状と同じ	-	-	208028	総務省	エッセンシャル施設へのアクセス	5112	5112014			オーストラリア	14	A	エッセンシャル施設へのアクセス	(i) 日本は、地域回線以外のボルトネットワーク回線機能やサービスを更にアンバンドル化することによって、サービス提供における競争を高めることを確保すべきである。また、日本も、ボルトネットワークサービスの適正な価格を定め、それを明確なものにし、電気通信網にアクセスする即料金が小売料金より安くするような規制体制を導入すべきである。	-	-	NTTは、他の電気通信事業者に対して地域回線へのアクセスをアンバンドル化しているが、その他のボルトネットワーク(独占的な回線機能やサービスのアンバンドル化、例えば電柱、導管、溝や施設へのアクセスに対する透明な価格が必要であり、これにより非差別的にコストに基づいたエッセンシャル施設を利用することが可能となる。固定回線網へのアクセスに関して、より透明性のある価格算定方式が必要である。もし満足出来るような商業上の取り決めを既存の電気通信事業者と新規参入者間で交渉が出来ない場合には、競い手に対する明確な取引条件を規制することによって、定められた卸サービスを提供するために、公示されたサービス制度(declared service regime)を作る必要がある。地域回線や電話通信の問題以外に、他の競争的なボルトネットワークが有るかどうかを判断できる規制も必要である。ボルトネットワークが単に技術上のインターフェイスでなく、運営上のプロセスの問題で有らうことを、規制を通して明確にすべきである。オーストラリアは、運営上のボルトネットワークに関する多くの問題を解決するために、オーストラリア電気通信産業協議会(ACIF- http://www.acif.org.au)の様な産業組織を通じて、産業界との協議や自主規制の仕組の適切な利用を奨励している。また、新規参入事業者を含む産業界と協議することは、日本の電気通信市場の競争政策を促進するために有益である。競争事業者がエッセ	-	-	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
(0)(iii) 該当なし () 電気通信事業法第19条第1項、第20条第1項	(0)(iii) 該当なし () 基礎的電気通信役務の契約約款、指定電気通信役務の契約約款について届出義務が課せられている。	d: 現行制度下で対応可能		(0)(iii) 携帯電話の番号ポータビリティについては、「携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会」において、「導入することが適当」との報告書が取りまとめられた。 この報告書を受け、総務省では、「携帯電話の番号ポータビリティの導入に関するガイドライン」を作成、公表し、平成18年度から導入できるよう取り組んでいる。 なお、携帯電話の番号ポータビリティは現行制度下で実施可能であるが、その実施を確実なものとするため、平成18年11月1日からこれを義務化する電気通信番号規則の一部を改正する省令案を情報通信審議会に諮問、公表(平成17年11月)したところ、(平成17年度内を目標に省令改正予定) () 2003年の電気通信事業法改正では、電気通信市場における競争の進展を踏まえて料金に対する事前届出規制を原則撤廃。この中で、NTTの提供するサービスの一部についても料金の届出義務が免除された一方、国民生活に不可欠な基礎的電気通信役務、代替的なサービスが十分に提供されていない指定電気通信役務の料金について	要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、検討し、具体的対応策を示されたい。 日本は“()NTTによる非競争的な行為を防止する手段としては、2001年に行われた電気通信事業法改正においてNTTグループ間のファイアウォールの遵守義務等の規定の整備が行われ、当該改正法は既に施行されている”と述べている。 しかし、我々はNTTの次世代ネットワークの共同開発や固定・携帯バンドルの提供や統一した請求システム等を含め、NTT東・西やドコモがネットワークやサービスを統合するために幾つかの処置を最近発表したことを知している。NTTによるこれらの計画は商業的に正当性があるかもしれないが、再統合したNTTの市場力の問題を扱うために、どのような競争策をとっているかを伺うべきである。		208029	総務省	競争促進のための施策	5112	5112015				オーストラリア	15	A	競争促進のための施策	(i) 携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会の提言と同じく、我々は、第3世代の携帯電話サービスの競争が高められるように、日本が携帯電話の番号ポータビリティを出るだけ早く導入することを要望する。 (ii) 日本はNTTが非競争的な行為をしないように、NTTに対し料金登録要件を復讐させるか、類似した効果的なメカニズムを確立すべきである。 (iii) 日本は携帯電話の番号ポータビリティの施行に関して、定期的に最新情報を公表すべきである。	電気通信市場における競争拡大を図るための主要な前提条件の一つは、消費者が負担を負うのではなく、消費者が選択できるようにすることである。従って、固定やフリーダイヤル(1800)や携帯電話に関して、電話会社事前登録制(優先接続)や電話番号の移動制度(Mobile Number Portability)の二つの主要な選択肢が存在する。優先接続は現在日本では「マイライン」サービスとして提供されている。日本は電話番号移動制度の導入を決めているが、まだその制度が導入されていない。番号移動制度により消費者が多くの費用や不便をかけることなく電気通信事業者を変更することが出来るので、番号移動制度は重要なものである。この制度により、事業者が製品のマーケットシェアを競うことでより競争を促進させ、より大きな革新や製品開発を促進させる。日本の大多数の携帯電話機はICチップカード(SIMカード)の整備がなく、一つのネットワークに組み合わされ、結果として、携帯電話の電気通信事業者を交換する際に、新しい携帯電話を買わねばならないので高額となる。NTTは、電気通信事業法の改正の一部として、2003年に料金の登録義務を免除された。料金市場参入を奨励し、競争や未開消費者の利益を保護するために制度的に独立した電気通信機関を持つことは、電気通信分野をより発展させるためには重要であると国際的に認識されている。日本では、電気通信の政策と規制機能の両方が総務省の所管となっている。最近の改革によって日本市場はある程度開放されてはきたが、今でも総務省は国内の電気通信市場を厳しく規制し、間接的に、NTT(東・西)やKDDI、日本テレコム、ドコモのような既存の電気通信事業者が市場を継続的に支配できるようにさせている。ほとんどのOECD加盟国は、電気通信分野の競争を促し確保するために、法的に独立した規制機関を持つことが最も有効な手段であると考えている。無差別で透明な手続きを確保するためには、完全に独立した規制機関が必要である。日本では、サービスの提供は政策の促進や規制から分離されているが、規制部門が政策部門から独立して運営されていることが明確になっていない。このことは、公平性の疑問が起る。WTO参照文書の5条には、規制機関はあらゆる基本電気通信サービス供給者から独立し、それらに対し説明責任がないと		
WTO参照文書第5条に規定される電気通信事業者からの独立性の確保については、競争的な市場創出に成功している。2005年4月20日に公表された日豪貿易経済枠組みに基づく「共同研究」において、総務省は事業者から独立している」と述べている。「共同研究」の文章は単に総務省に関連している現在の編成を述べているに過ぎない。これらの編成は規制に対する取り組みとして最も良い慣行ではない。オーストラリアは、イギリスのOFCOM(Office of Communications)やオーストラリアのACMA(Australian Communications and Media Authority)やACCC(Australian Competition and Consumer Commission)のように、法的にも、構造的にも分離している規制当局が最も良い慣行であると考えている。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、検討し、具体的対応策を示されたい。 日本は“2005年4月20日に公表された日豪貿易経済枠組みに基づく「共同研究」において、総務省は事業者から独立している”と述べている。「共同研究」の文章は単に総務省に関連している現在の編成を述べているに過ぎない。これらの編成は規制に対する取り組みとして最も良い慣行ではない。オーストラリアは、イギリスのOFCOM(Office of Communications)やオーストラリアのACMA(Australian Communications and Media Authority)やACCC(Australian Competition and Consumer Commission)のように、法的にも、構造的にも分離している規制当局が最も良い慣行であると考えている。		208030	総務省	独立した規制機関の必要性	5112	5112016					オーストラリア	16	A	独立した規制機関の必要性	(i) 日本は、電気通信を所管する規制当局が、公平かつ迅速に行動できるように法的な責任を持ち、法的にも機構的にも独立していることを明確にすべきである。もし日本が総務省内で現在の政策と規制機能を統合したアプローチを継続するのであれば、外国の電気通信事業者が内国民待遇を受けられるように、総務省は国内の電気通信事業者に対して独立性を確保する明確な施策が行われていることを説明すべきである。	既に回答のとおり規制の適用は条約及び法令に基づき行っており、現在の制度において内国民待遇の確保に問題はないと考えている。 なお、日本の電気通信市場は、ITUのThe Internet of Things 2005においてブロードバンド契約数及びブロードバンド料金についてトップレベルであると示されているほか、総務省平成15年度電気通信サービスに係る内外価格調査において、固定電話、携帯電話、インターネットの主要な料金について欧米に比して低廉な水準となっていることが示されている。					
審議会は、その調査審議に当たり、必要と認めるときは、当該調査審議事項と関連する利害関係者その他の参考人から公聴会その他の方法により意見を聴取し(第5条第1項)、また、国民生活と密接な関係を有する事項を調査審議するに当たり、必要と認めるときは、広く国民から意見を募集し(第5条第2項)している。	審議会は、その調査審議に当たり、必要と認めるときは、当該調査審議事項と関連する利害関係者その他の参考人から公聴会その他の方法により意見を聴取し(第5条第1項)、また、国民生活と密接な関係を有する事項を調査審議するに当たり、必要と認めるときは、広く国民から意見を募集し(第5条第2項)している。	d: 該当なし		利害関係者による公開とヒアリングを、必要に応じて実施するほか、総務省のホームページ上で意見募集をしており、国内外問わず広く意見を述べている。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、検討し、具体的対応策を示されたい。 オーストラリアはある程度の産業との協議が行われていることを認識している。我々は、より包括的で総合的な協議により、更に大きな利益がもたらされると考えている。OECD諸国の規制当局が行っている産業との協議過程と比較するベンチマーク研究を行うことが日本にとって利益があるかもしれない。日本はこの様な研究を行う意向があるかどうかを伺うべきである。		208031	総務省	産業の参加	5112	5112017			オーストラリア	17	A	産業の参加	(i) 日本政府は、政府の電気通信分野の見直しに関して、既に日本市場で活動している外国の新規参入者や日本市場に関心を持っている外国の事業者や参入者に拡大し、それらの事業者の意見を取り入れるべきである。 (ii) 総務省は、パブリック協議の回数、コメントを受け入れる時間や協議に参加できる範囲が他のOECD国で全ての市場参加者が許されている平均的な協議の程合いに合っているかどうかを確認するために、電気通信事業の規制に関するパブリック協議の基準研究をすべきである。	日本政府は、電気通信政策の様々な観点から時々規制を見直している。見直しに関する多くの情報は情報通信審議会を通じて流れ、審議会への参加は制限されている。アメリカ、イギリス、オーストラリアなど他の国では、潜在的に影響を受ける関係者が見直しの過程で有益な意見を提出できるように、開放的な取り組みを行っている。例えば、オーストラリアでは規制制度の詳細を進展させるために、全ての関係者は意見を述べることが出来る。			
	地方公共団体の入札・契約につき、地方自治法においては、その執行の方法を定めているものであり、該法等の不正行為を防止するための刑法、独占禁止法等の法律とはその性格を異にするものである。したがって、入札における談合等の不正行為の罰則等については、地方自治法に規定すべき事項ではないと考えている。	e					208032	公正取引委員会・総務省・財務省	入札選考制度(関係法令強化)	5112	5112018	1		オーストラリア	18	A	入札選考制度(関係法令強化)	2. 入札談合等間接行為防止法や予算執行職員等の責任に関する法律や地方自治法を含む他の関係法を独占禁止法の改正に合わせて強化すべきである。	日本の政府調達契約は価格に基づいて発注される。政府調達で一般競争入札制度や指名競争入札制度のどちらで行われていても、価格に基づいて調達が行われる。政府調達の入札評価手続の一部として、物品やサービス提供者の技術経験や物品やサービスの質を独立的に評価することは一般的に行われていない。日本では、入札の落札者が必ずしも一番品質の良い提供者ではなく、価格に対して最も価値の有る提供者ではない。公共事業の質を高め、より優れた入札業者が公共事業に参加できるようにするために、価格と質の両面に基づきより競争的な選考方式を促進すべきである。この様な手続は外国企業に対し透明で開かれたものであるべきである			

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
地方税法第151条の2第152条第699条の11	現在、自動車保有に関する手続は、市町村役場、警察署、税務事務所、運輸支局の各行政機関に出向き申請手続を行う必要がある。	a		自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップ化については、平成17年12月26日から、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させることとしており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化が可能となる。 その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしているほか、代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところ。 その他の対象手続の電子化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案して、平成20年を目標に段階的にワンストップサービス化を進めることとしている。 なお、軽自動車については、税体系が異なり、保有に関しては自動車税の		回答では、「新車の新規登録を対象とした自動車保有関係手続以外の手続のワンストップサービス化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案して、平成20年を目標に段階的に実施」とあるが、その他の手続のワンストップサービス化の段階的実施に関し、平成18年度における具体的な検討項目、検討スケジュール等について可能な限り詳細に示されたい。	z08033	警察庁・総務省・財務省・国土交通省	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化について	5118	5118003			社団法人リース事業協会	3	A	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化について	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年を目標に段階的に進めるとされているが、電子化に際しては、大量に自動車保有する者の手続等を充分に考慮すること、	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	大量に自動車保有する者が自動車関係諸手続を行う場合、現状では膨大な手間がかかるが、電子化により、一括して行うことができれば、大きなメリットがある。特に、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化を図る必要があると考えられる。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	
地方自治法施行令第11条	(指名競争入札の参加者の資格)第百六十七条の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。 2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団	e	-	地方公共団体の契約の前提となる入札への参加資格に係る基準については、事業の内容に応じて個別に決定されるものであり、また、地域の実情等を踏まえるべきものである。複数の自治体間での様式の統一化や手続の共通化といった取組は、あくまでも各地方公共団体において自主的に対応すべきものであり、国が制度として地方公共団体における様式の統一化等を行うことは適切ではない。			z08034	総務省	競争入札参加資格申請に伴う事務処理の統一化	5118	5118005			社団法人リース事業協会	5	A	競争入札参加資格申請に伴う事務処理の統一化	インターネット環境による競争入札参加資格申請の受付が始まっているが、その方法が各自治体により独自のものであり、その都度申請希望自治体のホームページから必要ソフトをインストールしなければならぬ、これが、事務作業を複雑にしている。少なくとも、都道府県単位にて統一ソフト等により事務手続が統一的に行うことが出来るようにすることを強く要望する。	都道府県単位の事務手続になれば、申請自治体毎の必要項目入力ソフトが不要となり、必要ソフトのインストール作業の大幅軽減とともに、コンピュータへのソフトインストール量の軽減に繋がる。	都道府県、市町村ごとに、競争入札参加資格申請及び電子入札のシステムによる運営は入札業者にかかりの負担を強いる結果となると考える。また、将来の自治体同士合併の際のシステム統合の観点からも、各自治体単位で独自のシステムを持つことは統合費用を考えた場合費用増大に繋がる。		
国・民法第466条	国・要望事項について、平成17年4月から債権譲渡対象を特定目的会社等にまで拡大した。	a	-	総務省では、既に措置済み		省庁間での統一的な対応を願いたい。	z08035	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006			社団法人リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		
国家公務員法、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規	倫理監督官から通告を発信し、総務省職員倫理及び倫理の保持に努めている。	d		現行制度下の国家公務員倫理審査会及び総務省各部署等の倫理保持のための取り組みで対応できていると見られ、			z08036	全省庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価、コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があったからの対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	昨今、公務員による不祥事露見が頻発しているが、これを未然に防ぐためには、何よりもコンプライアンス意識を高めることにある。事後においては、監察組織による対応ということになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。	なし	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
なし	地方公共団体が構築された汎用受付システムで電子納付を導入している団体は、都道府県12団体、市町村13団体である(平成17年4月1日現在)。	d	-	総務省では、平成15年度に汎用受付システムの基本仕様を提示し、決済基盤との連携を明記しているところである。各地方公共団体が電子納付を導入するには、手数料条例の見直し等各種環境整備をすれば可能である。			208037	総務省	電子化効果を高める申請から納付までの一連の手続き整備促進	5121	5121001			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	1	A	電子化効果を高める申請から納付までの一連の手続き整備促進	住民利便性の向上、また自治体事務の効率化の観点に立てば申請・届出等の手続きの電子化で中断することなく、手続きに伴う料金・手数料の電子収納まで行なわれてこそ真のサービス提供につながり、総合的な高い評価を得られることを十分認識いただき、各種手続きの電子化の検討・対応状況を「申請から納付まで」を通した一連の手続きと位置づけ、自治体に早期対応を促す具体策を検討いただきたい。		自治体においては、現在、申請・届出等手続きオンライン化のための電子申請システムを中心に庁内の電子手続きが進められているところであるが(市町村で約500団体)、その申請・届出等の手続き自体が煩雑との理由から電子化がまだ進んでいない、それゆえその先の手続きとして、申請・届出等の手続き時に発生する料金・手数料の収納の電子化(電子納付=ペイジー収納サービス(MPN)と呼ばれ、国・民間一部の自治体ですでにサービス開始)の検討まで至る段階ではなく、従来通り窓口で行なわれているのが現状である。		
なし	制度上の制約はない。	e	-	今年度、組織全体を通じた業務・システムの最適化を図る設計手法である「EA」を活用し、電子自治体の構築に取り組んでいるところである。来年度以降、本事業の成果物であるガイドライン等を全国の地方自治体に提供していくこととしており、業務・システムの再構築を契機として、縦割りを排した全庁的な電子自治体構築の取組を促進することとしている。			208038	総務省	庁内のヨコ軸(部署間)連携強化による電子化推進	5121	5121002			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	2	A	庁内のヨコ軸(部署間)連携強化による電子化推進	庁内のヨコ軸を通ず契機として電子自治体構築を推進していただきたい。紙・人を介している手続き全てを効率化させることが電子化の最終目標であるべきで、そのためにも、庁内全体がヨコ軸でつながる契機として、電子化への取組を推進していただきたい。		庁内の電子化には、情報政策関連部署のみならず、出納部署、税務部署等多岐に渡る部署の意識改革が必要であり、各部署の電子化にかかる課題、問題点を共有化し、解決に向けて検討していくことが結果的に庁内全体のコスト引き下げを生み、住民サービス向上にもつながる。しかしながら、自治体で行なわれている電子化は依然としてタテウリ組織の制約下で情報関連部署を中心とした手続き・システムにとどまっているのが現状である。		
なし	地方自治体に対する手続きに関する要件には、各地方自治体の条例や規則等で定められており、電子署名を要する手続きと電子署名を要しない手続きがある。	e	-	フィッシング・スパイウェアによる事件等に見られるようにID・パスワードによる認証の危険性が高まっている中、電子署名はオンライン手続きにおける最も確実な本人確認方法であり、利用者にとって安心してオンライン手続きを使っていたため、引き続き利用を図っていくことが重要と考え、地方自治体に対する手続きに関しては、本要望に対する国の府省の取組状況を踏まえつつ、密に連携を図り、取り組んでいくこととしている。			208039	全省庁	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	電子的な手続きを躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本の見直しが必要と考える。即ち、現在のように全ての手続きに一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味のうえ、問題なしとされる手続きには公的認証なしで簡易に手続きができるような検討を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続きに伴う必要な確認等の安全を十分考慮したうえという条件付にはなるが、これにより多くの利用者にとりオンライン手続きが非常に身近なものとなり実利用の飛躍的な伸びにつながるものとする。また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。		現在利用が進まないオンライン手続きに幅広く利用者を呼び込むために、「簡易」に利用できる手続きへの見直し・仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続きの普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのニーズも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続きの電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。		
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	電子申告・電子納付について、直接的にもモデル事業として適用している例はない。なお、電子申請・届出の一部(「電波利用電子申請・届出システム」を含む総合無線局監視システム)は、既にモデル事業(H17-H20)を活用しているところであり、これら電子申請等の利用促進と相まって、手数料の電子納付についても促進されていくもの	d	-	電子申請等の利用促進については、本年度中にCIO連絡会議事務局により策定される「オンライン利用促進のための行動計画」のもとで、今後も取り組んで参る所存。			208040	全省庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合的なワンストップサービス整備事業(申請・届出窓口の一括化・電子化)のように各省庁の予算要求時等に既存の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化しての計画立案と事後評価を確実に実行して欲しい。すなわちモデル事業を現行の予算編成を改革するための試行事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のためにも幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討いただきたい。				

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
公職選挙法第42条の2	総選挙又は通常選挙においては、候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等は、当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の本部において直接発行するパンフレット又は書籍で国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したも	C		地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動費用が増加することをどう考えるか 現在、国政選挙については、政党についてのみ選挙運動用のパンフレットの頒布を認めているが、地方選挙の候補者に頒布を認める場合、国政選挙の候補者についてどう考えるのかなど、検討すべき事項があると考えられる。 いずれにせよ、地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、現在、各党各会派で議論されているところである。			208041	総務省	地方選挙におけるマニフェストの配付の容認	5122	5122001			福井県	1	A	地方選挙におけるマニフェストの配付の容認	マニフェストは、公職選挙法第142条に定められた文書図画の頒布の制限に違反するとされている。2003年の法改正で、政党による国政選挙での配付が部分的に認められたものの、地方選挙においては未だに配付は認められていない。 そこで地方選挙においてもマニフェストを配付できるようにする。	地方選挙(首長、議員)においても、一定の要件(数値目標、達成期限、財源、実行の手順などが明示されているなど)を満たす場合には、マニフェストを時間や場所、手段を問わずに配付できるようにする。 また、マニフェストは、都道府県選管に届け出れば、候補者名、写真を掲載できるようにする。 現行公職選挙法では、マニフェストの配付場所を演説会場や選挙事務所などに制限しているためインターネットで選挙戦向けマニフェストの全文を公表できないが、これを解禁する。	地方選挙において有権者が具体的な政策に基づいて候補者を判断する機会を増やすとともに、責任ある政治の実現を促進する。	公職選挙法第142条	
消防法第17条、消防法施行令別表第一	消防用設備等については、消防法第17条に基づき、消防法施行令別表第一に規定する防火対象物ごとに設置し、維持しなければならないこととされている。	C		防火対象物における消防用設備等の設置及び維持に係る技術上の基準は、防火対象物の利用形態、面積、階、構造、収容人員等に応じた火災危険性から決定されるものである。学校設置会社による大学は一般の大学と比べて利用形態に大きな違いがないため、消防法施行令別表第一(七)項「大学」として扱うべきであり、同表(十五)項の「その他の事業場」に含まれることとはできない。			208042	総務省	消防法施行令の緩和	5127	5127002			(株)東京リーガルマインド	2	A	消防法施行令の緩和	学校設置会社が借入校舎にて大学事業を行う際に「大学」として区分されることからかかる消防法施行令の規制を緩和されたい。 具体的には、学校設置会社設立大学を消防法施行令別表第一(七)の定める「大学」から除外し、同表第一(十五)の定める「その他の事業場」として扱うよう変更されたい。	学校設置会社による学校運営	消防法施行令別表第一(七)により、学校設置会社設立大学の校舎は「学校」として扱われる。このため、種々の規制がかかることとなる。 小中学校と大学では利用も用途も異なるため、目的に応じた規制となるよう変更すべきである。 また、特区基本方針特例番号821において学校設置会社には校舎の借入が認められているが、改装や用途変更を要する現行規制は借入による運営を事実上困難にしている。	消防法施行令第11条 消防法施行令第21条第1項第4号 消防法施行令第22条第1項第4号 消防法施行令第25条第1項第3号 消防法施行令別表第一(七)	添付資料:「学校設置会社の設置する学校に対する建築基準法・消防法緩和」
住民基本台帳法第12条、第20条、地方税法第20条の10	住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村長に対し、住民票の写し等の交付を請求することができる。(住民基本台帳法第12条) 地方団体の長は、地方団体の徴収する債権に係る担保権の設定等の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納付すべき額等のうち	b		住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書等の交付の請求の受付及びその引渡しに関する事務について、地方公共団体が市場化テストを自発的に実施する場合には、これを可能とするため、関係法律に関する特例措置を「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案(仮称)」において、整備することを決定しているところである。			208043	総務省・法務省・厚生労働省	区民事務所・区民サービスコーナー窓口業務の委託化	5130	5130001			葛飾区	1	B	区民事務所・区民サービスコーナー窓口業務の委託化	・飾区においては、住民基本台帳・印鑑登録・戸籍・外国人登録・税・国民健康保険・介護保険・国民年金等に関する事務(台帳作成・諸証明発行・各種資格取得業務等)を取り扱う機能を有している)と区民事務所取扱業務範囲内で主に諸証明発行を行っている区民サービスコーナーという機関がある。 これらの事務処理を民間事業者が行なうことを可能とする各種関連法規(地方自治法、住民基本台帳、戸籍法、地方税法、国民健康保険法等)の緩和及びこれに必要な法制度の確立を求め	区内に点在する6箇所の区民事務所、4箇所の区民サービスコーナーの窓口業務を包括的(10箇所をまとめて事業委託)に民間に委託することにより、民間活力を生かす幅が広がり創意工夫による窓口接客の向上、業務クオリティの向上、コストの削減が期待できる。	現行法の関連で、公務員のみが事業主体であるため、窓口時間を延長する場合は、常勤職員のリローテーション勤務により対応せざるを得ず、夜間・休日等の開庁への弾力的な対応ができない状況である。これらの業務への民間委託を進めることにより、住民サービスの機会の拡大が期待できる。 また、複数年契約による委託が可能となれば、職員が担う場合に生じる、3、4、5月という1年の中で最も繁忙期における人事異動による一時的なマンパワーの低下を防ぐことも可能となる。	住民基本台帳法第12条、第20条、住民基本台帳法施行令第15条 地方税法第20条の10	
住民基本台帳法第20条	住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村長に対し、住民票の写し等の交付を請求することができる。	b		住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書等の交付事務については、事実行為たる請求の受付及び引渡し事務について市場化テストの対象とするにつつき、現在検討が行われているところ。			208044	総務省	区民窓口・市民窓口業務に関する民間委託領域の拡大	5135	5135001			市場化テスト推進協議会	1	B	区民窓口・市民窓口業務に関する民間委託領域の拡大	戸籍事務や住民基本台帳等市町村の窓口で行われる業務について民間企業等への業務委託領域を拡大する	窓口業務の民間委託に関心を寄せ、あるいは検討を進める自治体は複数存在しており、その実現を図る必要性は高いものと考えられる。	住民基本台帳法第12条、第20条、住民基本台帳法施行令第15条 地方税法第20条の10ほか		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
-	-	f	-	f	単に税の減免や特例措置を求めらるものである。	「1)は、単に税財源措置の優遇を求めらるるものではなく、対抗商品である自動車等が公共施設での駐車サービスの受益者負担を逃れて鉄道事業に対する民業圧迫となっている状況を是正し、鉄道と自動車の競争条件を公正化することを求めらるるものである。」	208045	総務省・国土交通省 環境省	自動車ユーザーへ適正な費用負担をさせ交通サービスの競争条件を公正化	5136	5136020			社団法人日本ニュービジネス協議会((株)ライトレール)	20	A	自動車ユーザーへ適正な費用負担をさせ交通サービスの競争条件を公正化 1)官民ともに集客施設等の駐車場が無料または格安な一方、公共交通での来訪者は交通費を自己負担している現状を改める。民の行動を規制するのは難しいから、少なくとも中央・地方の府庁舎の駐車場は、地代・建設費・管理費分を利用者に求めるか同額を公共交通での来訪者へ費用補助する。2)道路整備・管理予算の約3分の1に投入されている一般財源を減額し、また全額免除されている道路用地の固定資産税を鉄道用地と同程度の免除度合とする。3)高速道路の料金収入を上回る財政投融資による建設を取りやめる。4)排ガス等による環境負荷を費用換算し、環境税として自動車ユーザーに費用負担させ、5)建築物の容積率計算をする際に駐車場面積を床面積から除外することを取りやめる。	地方鉄道及びLRTの収益性を向上させ、多額の財政支理を受けずにビジネスとして良質な交通サービスを提供する。	自動車に受益に応じた費用負担をしていないことにより、鉄道と自動車の公正な競争が妨げられている。そのため、本来は鉄道を利用した方が利便性が高かつ社会的にも望ましい移動手段として自動車も必要である。自動車の必要以上に助長している。そのため、鉄道事業の民間によるビジネス展開を困難なものとしている。	不明	添付資料3:地方都市とTOD - 自動車へ過度に依存した交通体系からの脱却を目指して	
地方自治法施行令(第1編 普通地方公共団体)第167条の5	第百六十七條の五 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の金額及び金額に応じ、工事、製造又は販売等、従業者の数の、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。 普通地	c	-	地方公共団体における入札参加者の登録手続をどう定めるかは各地方公共団体に委ねられているところであり、国の関与により全国統一の制度を構築することは困難であるが、地方公共団体の自主的な検討と判断の結果、登録情報の共有化や手続の共通化が図られることは、申請者の負担軽減及び行政事務の効率化の観点からも望ましいものと考え、総務省としても、これまで国において資格審査登録請求書の統一様式が定められた際には、各地方公共団体における取組の参考とするようこれを周知してきたところであり、今後ともこれと同等、国の動向等を踏まえつつ、適宜情報提供等の対応を検討することとした。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 費省より、今後の方針について「国の動向等を踏まえつつ、適宜対応を検討すること」とした。この回答をいただきませんが、概念的な理解にとどまるどころがごさいますので、もう少し精解いただけますようお願いいたします。	208046	総務省	業者登録制度の緩和	5140	5140001			株式会社ノヴァ	1	A	業者登録制度の緩和 民間事業者が地方自治体の事業を請負うためには、事前の業者登録により参加資格を得なければなりません。この業者登録制度の集約化、または資本金、従業員数、キャッシュフロー等の基準を設け、基準以上の企業については登録免除とします。	【具体的な提案】 各自治体が必要とする登録情報を1つにまとめたものを「業者登録共通フォーム」とし、全国の自治体の業者登録の際に使用します。 各自治体が必要とする登録の情報については添付の資料を参照ください。各自治体に共通する割合が高い情報については*をつけてあります。 添付の資料のように、各自治体が求める情報のうち、共通する割合が高いものを「業者登録共通フォーム」に盛り込みます。 事情によりどうしても特定の情報が必要である場合に限り、例外措置を認めることにすれば、地域の実状を踏まえる事も可能です。	現状の業者登録制度は、官民双方に煩雑な手間とコストがかかる仕組みになってしまっており、実質的に登録の制限につながっています。地方公共団体による事業は、全て公益的な事業であり、税金の有効活用のためにも、入札等において、各事業に適した企業がより容易に参加できるように登録の仕組みを改善すべきであると考えます。 行政手続オンライン化においても、「手続等の簡素化又は合理化」をはかることが定められており、東京都下では本年度より51自治体が参加する協議会で業者登録情報の共有が行われています。仮に全国規模での管理業務の集約が実現すれば、二百億円規模の歳出削減にもつながると考えられます。	地方自治法施行令(第1編 普通地方公共団体)第167条の5	添付資料(「要望理由」の詳細)および、添付資料((株)ノヴァ調査「業者登録内容の調査」(2004.6.29))を添付。		
住民基本台帳法第20条	住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村長に対し、住民票の写し等の交付を請求することができる。	b	-	住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書等の交付事務については、事実行為たる請求の受付及び引渡し事務について市場化テストの対象とするにつき、現在検討が行われているところ。	<注>左記見解に基づき、総務省との協議を進めた結果、「規制改革民間開放の推進に関する第2次答申」では、住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡しに関する事務について、地方公共団体が市場化テストを自発的に実施する場合には、これを可能とするため、関係法律に関する特例措置を「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)において、整備することを決定しているところである。	208047	総務省・法務省・厚生労働省	窓口業務の委託契約措置の導入	5142	5142001			地方公共団体	1	B	窓口業務の委託契約措置の導入 地方自治法第155条中第3項を第4項とし、同条に第3項として1項を追加する。3 普通地方公共団体の長は、条例で定めるところにより、第1項の支庁、地方事務所、支所又は出張所で所管する業務の全部又は一部を会社その他の法人に委託することができる。なお、この改正に伴い、関連する住民基本台帳法、戸籍法、国民健康保険法等の規定を改正されたい。	現行法制度では、事業の実施主体が公務員に限定されており、例えば、住民票の写しの交付は公権力の行使であり、また、戸籍法に基づき各種の届出は行政処分とされているところである。しかし、これらの事務は、いずれも実態としては、例えば、戸籍法第86条の規定による死亡届の際には、医師法の規定により、医師が作成した死亡診断書等の添付が義務付けられているが、これは、人の死亡という事実を有資格者による証明書を添付の上、報告されるに過ぎず、業務の性格上は形式審査権に基づく「事実確認」に過ぎず、実質的な審査権は有していないことから事業の実施主体を公務員に限定する合理的な理由はないと考えられる。	地方自治法、住民基本台帳法、戸籍法、国民健康法、介護保険法、国民年金法等	現在、郵政窓口事務の委託に関する法律第2条の規定により事務の委託は可能とされており、また、道路交通法の一部改正により、放置違反金に関する事務を会社その他の法人に委託することが可能とされるなど、プライバシー、公権力の行使、行政処分といった理由は、合理性がないと考えられる。			
地方財政法第2条	財政運営の基本的な態度について規定、財政の健全な運営に努力すべきこと等が義務付けられる。	e	-	要望事項である「賞品等の供与」は、財政の健全な運営に支障をきたすおそれがない限り、地方財政法第2条の規定に抵触するものではない。		208048	総務省	地方税など公金納付の口座振替促進	5143	5143001			足立区	1	A	地方税など公金納付の口座振替促進 足立区では住民税等の収納に総力をあげている。その中で口座振替払いは収納確保の点で効果があり、今後も加入者を増やしていきたい。戸別訪問等も行い、既に加入率に伸び止り観がある。新規加入者を増やすには是非とも今までにないインパクトのある施策が必要である。 しかし、今回実施を希望する賞品等の供与は、地方財政法第2条に抵触するとされるため、この法の特例として認められたい。	住民税の普通徴収等の納付を新規に口座振替払にした者を対象に、抽選で賞品をプレゼントするといったキャンペーンを実施し、未加入者への呼びかけをする。 賞品としては、例えば姉妹提携都市(地震被災地でもある)の特産品、区内劇場の招待券、区内共通商品券、区民保養所宿泊招待といったものが候補と考えられる。	住人のための利便、収入事務の迅速化、更に収納の確実さを上げるため口座振替を推奨しているが、近年加入率が伸び悩んでいる。 足立区では平成16年度に口座振替加入推進のため各戸別訪問による勧奨も実施したが、加入率は微増であった。 口座振替加入が増えれば、確実に収納率の向上に寄与するものと考えられるが、今まで実施の方法では加入者を増やす限界と考える。もはや、思い切った方策で未加入者の関心を買い、加入に繋げて、収納率の向上を図りたい。	地方財政法第2条			

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
地方税法第20条の10	平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、地方税の徴収に関する民間開放を一層推進することが盛り込まれたこと踏まえ、「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付総務省自治税務局長通知)等により、地方税の徴収について公権力の行使	d	-	「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付総務省自治税務局長通知)において、納税通知書・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、民間委託可能な業務として例示済みである			208049	総務省	地方税の徴収事業	5143	5143003			足立区	3	B	地方税の徴収事業	督促状の発送権限は徴税吏員に限定されている。「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(17年4月1日付総務省第79号)によると、徴税吏員の指示に従えば、徴税吏員ではない非常勤職員でも同業務を担当し得るとしている。ついでに、徴税吏員からのデータ提供により、徴税吏員の指示のもと首長名での発送業務全般を民間事業者(プライバシーマーク取得事業者やISMS取得企業など、個人情報保護について充分信頼できる事業者のみに限定)に委託できるよう緩和されたい。	左記の要望が実現したときには、未納の納税者宛てに納期毎に繰り返す「督促状の発送」から「電話による自主納付の呼びかけ」、さらに「催告書の発送」までの一連の業務を民間事業者へ委託できる。その結果、受託業者も効率よく作業を進められる。	徴税吏員はその中心となる滞納者等との個別交渉や、滞納処分等の判断を要する事務時間が増え、滞納整理事務の効率が格段に向上する。	地方税法第329条ほか	
地方自治法施行令第158条の2	平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、地方税の徴収に関する民間開放を一層推進することが盛り込まれたこと踏まえ、「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付総務省自治税務局長通知)等により、地方税の徴収について公権力の行使	d	-	地方税の徴収(収納)業務の民間委託については、地方自治法施行令第158条の2において、「収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者」について認めるとして既に整理済みである。			208050	総務省	地方税の徴収事業	5143	5143004			足立区	4	B	地方税の徴収事業	現在、いわゆるコンビニ収納が可能となっている。また、「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(17年4月1日付総務省第79号)によると、滞納者宅への訪問による自主的な納付の呼びかけや、それに伴って納税される場合に収納するなどの補助的業務については、予め会計職員に任命しおけば非常勤職員でも可能と例示されている。しかし、同収納業務は現在コンビニエンスストアのみしか実質的に開放されていない。ついでに、将来的にコンビニエンスストア以外の私人(クレジット会社や債権回収会社等)に対しても、同収納業務の委託を実施したいので、その範囲を拡大願いたい。	左記の要望が実現したときには、未納のまま遠くへ転出した納税者などへは、全国展開している民間会社等へ委託することにより効率よく訪問し、納付を促すことなどとして集金業務も可能となる。さらに将来的には、累積債権の収納を豊富な経験を持つ民間会社等への委託も考えられる。	徴税吏員はその中心となる滞納者等との個別交渉や、滞納処分等の判断を要する事務時間が増え、滞納整理事務の効率が格段に向上する。	地方自治法施行令第158条の2	
地方税法第20条の10	地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定等の目的で、地方団体の徴収金の納付又は額等のうち政令で定めるものについて証明書の交付を請求する者があるときは、その者に限り、これを交付しなればならない。(地方税法第20条の10)	b	-	内閣府等において現在検討されている市場化テスト法(仮称)にて、納税証明書の交付の請求の受付及び引渡しについて、官民競争入札を実施する方向で検討中である。	<注>左記見解に基づき、総務省との協議を進めた結果、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」では、住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書等の交付の請求の受付及びその引渡しに関する事務について、地方公共団体が市場化テストを自発的に実施する場合には、これを可能とするため、関係法律に関する特例措置を「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)において、整備することを決定しているところである。		208051	総務省	税務に関する窓口事務事業	5143	5143005			足立区	5	B	税務に関する窓口事務事業	課税・納税証明書の交付申請から発行までに至る事務処理を民間事業者が行うことを可能とする。各種関連法規(地方税法、地方自治法等)の規定を改定されたい。	課税・納税証明書の発行は、年間13万件あり、そのうち1/40約3万4千件を課税課窓口で発行しており、残りの約9万6千件を区民事務所(区役所の出先機関)で発行している。証明等に関する事務の窓口業務を民間に委託することにより、民間活力を生かす幅が広がる。また、窓口業務という直接的な住民サービスを民間が実施する場合、職員との連携が不可欠なため、必要に応じて委託業者への指導ができるようにする。なお、受付時間延長や休日開庁への柔軟な対応が可能になることによる住民サービスのメリットも大きい。	事務委託の現在の状況は、個人情報保護の観点から、課税事務の中で、データの入力処理委託や納通等の封入封緘委託に限定している。証明書発行事務が徴税吏員の指導のもとに委託できることにより、窓口業務等の接客及び業務クオリティの向上が期待でき、住民サービスの向上に寄与すると考える。	地方税法第1条第1項第3号(徴税吏員)、同法第3条の2(地方団体の長の権限の委任)、同法第20条の10(納税証明書等の交付)、同法第22条(秘密漏えいに関する罪)、同法第298条(市町村民税に係る徴税吏員の質問検査権)、地方自治法第2条第2項(地方公共団体の法人格とその事務)、同法第172条(吏員その他の職員)、地方公務員法第34条(秘密を守る義務)、公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)、個人情報保護等の関連法規の規定の整備	
地方税法第20条の10第454条	軽自動車税に係る窓口業務等は、地方税法の規定に則り、市町村職員が行っている。また、原動機付自転車の標識交付事務については、地方税法に規定はなく、協議を交付することを条例で定めている市町村において行われるものである。	d	-	「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付総務省自治税務局長通知)において、地方税の徴収に関する民間委託可能な業務については整理済み。なお、税の減免を行うかどうかの判断そのものについては、民間委託になじまないもの。	規制改革・民間開放推進3か年計画においては、「地方税の徴収業務については、徴税率の向上や国民の不公平感を払拭する観点から、徴税業務にノウハウを有する民間事業者を活用することが重要である」と考え、したがって、地方税の徴収について、各地方公共団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、このような事業者のノウハウを活用できる業務の民間開放を一層推進する。とされているところである。また、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」では、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)において、今回、特例措置を準備する6つの業務「以外の地方公共団体の業務についても、今後、地方公共団体や民間事業者の提案等を踏まえつつ、市場化テストが可能な業務であるかについて検討を進め、結論が得られたものについて、逐次、必要な措置を講じる」とされたところである。これらを踏まえて、本件に関する市場化テスト・民間開放の推進について、さらに検討いただきたい。		208052	総務省	税務に関する窓口事務事業	5143	5143006			足立区	6	B	税務に関する窓口事務事業	軽自動車税に係る窓口業務等事務において、申請受付から入力処理、ナンバープレート及び標識交付証明書の発行までの一連の事務処理を民間事業者が行うことを可能とする。各種関連法規(地方税法、地方自治法等)の規定を改定されたい。	軽自動車の新規登録、廃車、名義変更、減免申請処理など、年間約5万件程ある窓口関係及び入力関係事務を民間に委託することにより、民間活力を生かす幅が広がる。また、軽自動車税係の職員定数・人件費の削減と住民サービスの向上が期待できる。さらに、課税事務処理上、職員との連携が不可欠なため、必要に応じて委託業者への指導もできるようにする。なお、受付時間延長や休日開庁への柔軟な対応が可能になることによる住民サービスのメリットも大きい。	軽自動車税に係る窓口業務等は、現在まで常勤職員及び非常勤職員により行われてきた業務である。また、事務委託に関しては、個人情報保護の観点から、納通等の封入封緘委託に限定している。軽自動車税に係る窓口業務等事務が徴税吏員の指導のもとに委託できることにより、窓口業務等の接客及び業務クオリティの向上が期待でき、住民サービスの向上に寄与すると考える。	地方税法第1条第1項第3号(徴税吏員)、同法第3条の2(地方団体の長の権限の委任)、同法第22条(秘密漏えいに関する罪)、同法第450条(軽自動車税に係る徴税吏員の質問検査権)、同法第454条(軽自動車税の減免)、地方自治法第2条第2項(地方公共団体の法人格とその事務)、同法第172条(吏員その他の職員)、公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)、個人情報保護等の関連法規の規定の整備	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
公認会計士法第47条の2 弁護士法第72条 司法書士法第73条第1項 土地家屋調査士法第68条第1項 税理士法第52条 社会保険労務士法第27条	行政書士法(業務の制限) 第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一号の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型かつ容易に入換えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に關し相対する者として総務省令で	b		「構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針(平成17年10月21日構造改革特別区域推進本部決定)」に基づき、行政書士法第1条の2及び第1条の3に規定する業務に関し、行政書士又は行政書士法人が他の行政書士又は行政書士法人を派遣先とする行政書士の労働者派遣を行うことについて、法制的及び実務的な課題の検討並びに行政書士の労働者派遣に対するニーズの検証を行い、平成17年度中に結論を得ることとし、			208053	金融庁・総務省・財務省・厚生労働省・経済産業省	士業者派遣の解禁	5144	5144001			(社)日本経済団体連合会	1	A	士業者派遣の解禁	全ての士業について、有資格者・登録資格者の労働者派遣を認めるべきである。	企業再生やM&A等が頻繁に発生する中で、企業は短期限定的に弁護士や会計士、中小企業診断士や社労士といった専門家やその補助者といった人材を集中的に必要とするケースが多くなっており、こうした現場に相応しいプロフェッショナルを供給しうよう、各種士業者の労働者派遣・紹介を認めるべきである。	公認会計士法第47条の2 弁護士法第72条 司法書士法第73条第1項 土地家屋調査士法第68条第1項 税理士法第52条 社会保険労務士法第27条 弁理士法第75条	弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士及び行政書士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とされていない。弁理士及び公認会計士に関しては全国規模で2005年度に措置がなされることであるが、対象範囲は非独占業務に限られている。	
消防法第10条 第4項 危険物の規制に関する政令第11条第4号	「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・簡素化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検査結果の相互活用等の様々な措置を講じている。	c		化学プロセスに適用される各法律については、各法令の目的により規制が設けられているため、装置ごとに1つの法律のみを適用することとはできない。 なお、保安四法については、申請書類の共通化や検討結果の相互活用等の合理化・簡素化を図るため、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・簡素化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、様々な措置を講じているところであるが、再度、石油精製事業者を交えて、申請書類の共通化・簡素化の必要性について検討を行うこととしている。 また、重複規制の例としてあげられている圧力タンクの水压試験に係る基準に関しては、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法との整合化が図られているところであるが、今後も他の法令の基準によっても危険物施設について同等以上の安全性が確保されるときは、整合化を図っていくこととしている。		化学プロセスに適用される各法律については、各法令の目的により規制が設けられているため、装置ごとに1つの法律のみを適用することとはできない。 平成18年度中に、石油精製事業者を交えて、申請書類の共通化・検査結果の相互活用等の更なる合理化・簡素化の必要性について検討を行うこととしている。	208054	総務省・厚生労働省・経済産業省	保安法令の重複適用の排除	5144	5144047			(社)日本経済団体連合会	47	A	保安法令の重複適用の排除	装置を構成している一つ一つの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。 少なくとも、さらなる合理化、整合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごとに一括して適用することとすべきである。 第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。 また、高度の保安管理体制の確立を前提として、以下の点につき検討すべきである。 ・設備設置・変更の許認可(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行 ・技術的事項(設備設置、検査等)について法令の性能規定化の下、民間企業の積極的活用 ・国際適合性のとれた保安規制の整備	(要望理由) コンビナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はそれぞれ異なる目的と対象を有するものの、現状の規制はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもそぐわないものとなっている。例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合の、大気圧を超える状態であるため、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等において、重複して行うことになっている。(高圧ガス保安法と労働安全衛生法は運用上、適用区分されている。(右欄へ続く))	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管することから、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受けることとなっている。 例えば、大気圧以上の機器については、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備」、高圧ガス製造設備、労働安全衛生法では「圧力容器」と、異なる名称で規制され、装置を構成する一つひとつの機器、設備までが複数の法令により重複して規制されている。 こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は、基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、検査への対応等、多大な負担を強いられることとなっている。	
石油コンビナート等災害防止法第13条第1項	特定事業者に係る自衛防災組織に第8条(大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)、第9条(甲種普通化学消防車)の規定の適用を受け、これらの規定及び第15条(代替措置等)の規定により当該自衛防災組織に備え付けべき台数の大型化学消防車、甲種普通化学消防車	e		1 防災資機材等の規定は消防戦術を考慮してその性能を定めているものであり、仕様規定とは考えられない。また、近年、防災資機材等については、技術進歩等により、種々の装置、機械器具が追加されているものが開発されていることから、要望により新技術の進歩に伴う資機材等の導入を消防戦術とセットで図っているところである。(参考)参照) 2 なお、海外において消火実績を有する泡消火薬剤であって、必要な消火性能等を有していることが認められるものについては、国内においても使用可能である。 (参考) 遠隔装置を搭載している防災資機材等として大型高所放水車又は普通高所放水車における省力化(平成10年4月)、ホース延長用機械化学消防車として大型化学消防車を搭載している資機材として大型化学消防車又は甲種普通化学消防車における省力化(平成10年11月)、代替措置としての大型化学高所放水車(平成11年1月)、3点セットの代替とする半固定液面下泡注入装置(平成11年3月)等がある。		防災資機材の見解に対して 防災資機材の規格は消防戦術を考慮してその性能を定めているものの消防の見解であるが、3点セットに代表されるように、躯体が大きく、5名もの要員を必要とし、小回りが効かない(厚板成形の大型の防災資機材は日本独自の国産品、狭い幅員、狭い幅員では機動性、消火戦術が実施できない、日本の国情にあった、小型軽便、少人数で操作可能な、小回りが効く(防災資機材に防災政策を転換すべきである。この方針の基、性能規格を設け、放射距離、放射高さ/スル元圧力等の基本的な性能のみ定めようとするべきである。 海外で消火実績を有する泡消火薬剤であって、必要な消火性能を有しているものについては国内においても消防戦術と消防の見解であるが、消火実績の他に、必要な消火性能とは何を意味しているのか不明である。国内規定品の泡消火薬剤がタンク火災で4時間消火に要した事実を再び繰り返さないよう、実火災で消火実績があり、かつ30規格、あるいは10規格に合格した海外品については国内規定品と同等級以上のものとして使用を認めるべきである。	防災資機材について 前回の回答のとおり、要望により新技術の進歩に伴う資機材等の導入を図っているところである。 泡消火薬剤について 消防用機械器具等は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護することを直接の目的とする製品であり、火災発生後の初期火災の拡大抑制及び消防機関との連携による早期火災鎮圧を実現する機能を有しており、消防体制に及んでしまうこと、市場原理による粗悪品淘汰が困難であることなどから、その型が規格などで求められる必要性能を有するとともに、個々の製品がそれぞれ型式において有しているはずの必要性能を有しているか否かについて検定制度によりチェックする必要がある。このことについては海外規格適合品であっても、国内規格適合品であっても、同様である。 なお、必要な消火性能等については規格省令で示しているところである。	208055	総務省	石油コンビナート等災害防止法の機能性規格化の推進	5144	5144048		(社)日本経済団体連合会	48	A	石油コンビナート等災害防止法の機能性規格化の推進	防災資機材の技術は急速に進歩しており、石油コンビナートの防災体制の高度化を図るため、現在の仕様規定から性能規定へと転換し、新技術を導入可能とすべきである。 規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月)においても、防災資機材については、随時必要に応じた見直しを行う等により、可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置することとしており、早急に性能規格化を進めるべきである。 特に海外で消化実績のある消火薬剤の日本国内での使用を早急に可能とすべきである。	新しい技術を機動的に導入しようとしても、現行の仕様規定の下では、法の解釈や運用において限界があり不可能となってしまう。新技術の安全性や性能を証明するための実証実験、シミュレーション、消火実績をデータをもって説明しても活用できず、技術の進歩にあわせて防災体制の高度化を図ることができない。 特に消火薬剤に関しては、苦小牧のナフサタンク全面火災は検定品である消火薬剤を使用したにもかかわらず44時間後にバーニングアウトしており、消化実績の高い海外の規格品の日本国内での使用を早急に可能にすることが重要である。	石油コンビナート等災害防止法第8条、15条、16条 石油コンビナート等災害防止法施行令第7-13条、15条、16条、19条、20条 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織などに関する省令	防災資機材等の規定は仕様規定化されており、技術の進歩に即応した新技術の導入が極めて反映されない(い)仕組みとなっている。安全性や性能の実証試験、シミュレーション、消火実績をデータで説明しても、仕様規定を満たしていないとの理由で、新技術を導入できないことがある。	
石油コンビナート等災害防止法第16条 第4項 石油コンビナート等災害防止法第8条	特定事業所に一定規模以上の屋外タンク貯蔵所がある場合は、自衛防災組織に大型化学消防自動車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備え付けなければならない。	c		いわゆる、S型泡放射砲を担いでタンク上部に防災要員が上がり消火を行う際の安全性の確保に係るデータとは、従来から回答しているとおり、単に放射熱のことを考慮するだけではなく、火災の拡大及び屋根の沈下等あらゆる可能性における安全性の確保を担保するデータのことも含むものである。現状でのデータでは考慮の余地がなく、なお消防庁では、消防職員がタンク上部に上がっての消火活動については、安全確保の観点から想定していないものであり、自衛防災組織等の防災要員も同様である。		いわゆる、S型泡放射砲は、平成15年度に、学識経験者、関係省庁、関係業界(石油運搬、石油化学工業、電気事業連合会、社団法人日本鉄鋼連盟、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)の代表等から構成される「石油コンビナート等防災体制検討会(委員長:平野千葉科学大学学長)において検討を行い、当該検討会の提言を受けて、今年度、2セット目からの代替を可能とする政令改正を行う予定である。	208056	総務省	1-S型泡放射砲のリング火災への適用	5144	5144049			(社)日本経済団体連合会	49	A	1-S型泡放射砲のリング火災への適用	リング火災の消火に対して、1-S型泡放射砲の使用を認めるべきである。	(要望理由) タンクのリング火災に対し、消防自動車や地上から放射しても、フォームダム内の火災状況や泡投入状況が見えないため、殆どの泡が浮き屋根に落下することとなり、浮き屋根の沈下に繋がりがねないなど、効率的な消火が困難である。 1-S型泡放射砲は、タンクのトップアングルに設置できるため、フォームダムの火災に対してピンポイントの消火が可能であり、効率的な消火が可能となる。(右欄へ続く)	石油コンビナート等災害防止法施行令第8条	(左欄より続く) なお、1セット目からの適用に関して、防災要員がタンク上部に上がる際の安全性については、耐熱服を着用した場合の輻射熱の影響について実験データを得ており、また機材の設置についても、安全装置を備えたリフト設置の実験を実施しており、1-S型泡放射砲による迅速かつ着実なリング火災の消火は可能と考えられる。	タンクのリング火災については、法令上3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)で消火するよう義務付けられている。複数の3点セットを保有する場合、2セット目以降については、1-S型泡放射砲を大型高所放水車と代替することが認められる予定であるが、1セット目からの適用は認められない。

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
消防法第11条	「規制緩和推進計画の再検討について」(平成9年3月28日閣議決定)において、一定の要件を満たす危険物の製造・貯蔵施設等の変更工事に伴う完成検査又は完成検査前検査に、自主的な検査を適切に行うことが認められるものについて所要の検査を行うこととされたことである。消防庁では、この制度のあり方に	b		事業者における自主保安の一層の推進を図るため、一定の安全管理基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準・事後措置について、安全の確保を前提に検討することとしているが、本提案についてもその中で検討を行う予定である。		「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」の内容を踏まえ、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	208057	総務省	消防法の認定制度の範囲拡大ならびに自主検査の導入	5144	5144051			(社)日本経済団体連合会	51	A	消防法の認定制度の範囲拡大ならびに自主検査の導入	<範囲の拡大> 認定の対象を、屋外貯蔵タンクについては容量制限を撤廃し、完成検査、完成検査前検査(溶接検査、基礎地盤検査)、水張検査および保安検査まで拡大すべきである。 <自主検査の導入> さらに、上記の認定制度に自主検査を導入すべきである。当面の措置として、10,000kl以上のタンクについては、10,000kl未満のタンクに適用されている内部点検制度を参考に保安検査の自主検査を導入すべきである。	(要望理由) 高圧ガス保安法では、所有者、管理者等の自己責任原則の下、自主検査が認められている。他方、消防法では認定事業者制度が導入されているが、認定の範囲の狭さや、求められる要件、提出資料の多さから現状ではメリットが十分とはいえない。さらに、事業者が検査を完了しても市町村が交付する完成検査済書を得るまで、使用できない期間が長い。 (右欄へ続く)	(左欄より続き) 経済産業省、厚生労働省、消防庁で検討された「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・統合化促進に関する実務者検討会の最終報告(平成12年11月)」でも、検査機関等の相互乗り入れ、民間検査機関への門戸開放、検査機関等の要件の共通化の方向で検討されることとなっており、統合化を図るべきである。	「危険物施設の変更工事にかかる完成検査等について」平成11年3月17日消防庁通達消防第22号	<範囲の拡大> 消防法の認定制度では、屋外貯蔵タンクについてはその範囲が「完成検査ならびに「完成検査前検査(水張り検査)に限定」されており、その対象も1,000kl未満のタンクに制限されている。 <自主検査の導入> 完成検査の認定制度は、事業者自身が検査した結果を活用し、市町村長などが合否を判断することとされており、高圧ガス保安法の認定制度のように、自ら検査を行った事業者が判断できない。
消防法別表第1	引火点250未満の引火性を有する引火性液体を危険物としている。	c		引火性液体に係る過去の火災事例の分析、実験結果の分析等を踏まえた検討が行われ、その結果引火性液体の引火点の上限に関し消防法が改正され、平成14年6月から施行されたものである。 法改正の際の検討において、第3石油類・第4石油類の危険性が低いとは言えない状態にあるとされており、諸外国との地理的条件等(東海地震等の大規模地震の発生危険性等)の違いを勘案すると、引火点の上限を93度とすることは危険物保安の観点から適当でない。 大規模地震の発生危険性に対して特定タンク、準特定タンクについては法令改正を受けて旧法タンクのレベルと地震動の慣性力に対する耐震対策をタンク本体、基礎、地盤とも繰り上げて改修しているところである。また、新たに長期地震動対策として、液面低下措置を平成19年4月から実施するなど、大規模地震対策を講じておられるところである。 関連加盟国は「化学物質の分類及び表示の世界調和システム」を基に、国内法を整備し同一の引火点区分を採用しつつある。定義の見直しによって、メーカーよりもユーザーが受けるメリットに配慮するよう要望する。		高引火点危険物の規制のあり方については、学識経験者で構成される危険物委員会において、諸外国の規制、引火性液体に係る過去の火災事例の分析、実験結果の分析等を踏まえた検討が行われ、その結果引火性液体の引火点の上限に関し消防法が改正され、平成14年6月から施行されたものである。 法改正の際の検討において、第3石油類・第4石油類の危険性が低いとは言えない状態にあるとされており、諸外国との地理的条件等(東海地震等の大規模地震の発生危険性等)の違いを勘案すると、引火点の上限を93度とすることは危険物保安の観点から適当でない。	208058	総務省	引火性液体危険物の定義の見直し	5144	5144052			(社)日本経済団体連合会	52	A	引火性液体危険物の定義の見直し	引火性液体危険物については、国際基準と整合化を図り、引火点の上限を93度に引き下げるべきである。 引火点区分については、関連製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「化学物質の分類および表示の世界調和システム」の採用および表示の世界調和システム、各国並に見直しすべきである。	(要望理由) 世界主要国(英、仏、独、蘭、米)の国内法では、100度前後を上限として、それ以上の引火性を有する物質に対しては、引火性危険物としては事実上規制しておらず、その管理は事業者の自己管理に委ねられている。 他方、わが国では、規制に伴い、石油製品を消費する多くの産業において、貯蔵、製造、流通、管理等のコストが嵩み、負担となっている。昨年度要望に対しては、「日本における危険物保安の観点」から上限引き下げは困難とされているが、その根拠は不明確である。(右欄へ続く)	(左欄より続く) 危険物施設の火災事故と一般の火災事故の発生件数を比較し、また地震対策などの安全対策の推進状況を勘案しつつ、制度の国際整合化を図ることが望まれる。	消防法第2条	引火点の上限設定については、250度以上の引火性液体危険物は非危険物とされている。
消防法第14条の3	1万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、8年ごとに市町村長等が行う保安検査を受けなければならない。ただし、一定の保安のための措置を講じられている屋外タンクについては、10年又は13年ごとの周期となる。	b		現在、屋外タンクに関して腐食等による寿命予測の手法が確立していない。要望者からの十分なデータの提供がなされれば、寿命予測手法確立につき検討を行った上で、開放検査周期の延長の可否の検討をすることとする。		「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」の内容を踏まえ、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	208059	総務省	容量10,000kl以上の旧法タンクの開放検査周期の延長【新規】	5144	5144053			(社)日本経済団体連合会	53	A	容量10,000kl以上の旧法タンクの開放検査周期の延長【新規】	屋外貯蔵タンクの開放検査周期については、個々のタンク毎の腐食率に応じて事業者が自主的に設定できるようにすべきである。	腐食の状況はタンク毎に異なるにもかかわらず、基本開放周期、個別延長周期が一律に定められている。一律のため、環境への負荷、経済的な負担は国際競争力に大きく影響している。 屋外貯蔵タンクの開放検査周期の延長については、消防庁が2000年度から2年間の予定で委員会を設置してきたが、結論が出ておらず、さらに1年延長して検討したが、これも結論が出ていない。 技術の進歩により全面表面検査の局部腐食だけでなく(ビッチング)備でも検知が可能となっており開放検査周期を延長して問題となる要因は減少している。したがって、先端検査の導入により開放検査周期の延長が可能となる旨の結論を導いた消防庁・危険物技術委員会の報告を踏まえた対応を行うべきである。	消防法第14条の3 危険物の規制に関する規則第62条の2の2	容量10,000kl以上の旧法タンクの開放検査周期は最大10年である。 なお、1,000klから10,000kl未満の旧法タンクについては最大開放周期が15年に定められている。	
消防法第14条の3、第14条の2	特定屋外タンク貯蔵所において、液体危険物の底層の厚さに関する事項の検査を行わなければならない。	c		屋外貯蔵タンクからの漏えい事故は、金属材料の腐食劣化によるもの、地震等の外部応力によるもの等と考えられ、今後発生が予想されている大規模地震等における応力集中によるタンク破壊の要因となる可能性を有する溶接部欠陥についての検査を省略することはできない。なお、保安検査時においては、溶接部欠陥が毎年発見されている現状にある。		大規模地震によるタンク破壊に対しては、万が一検査に見逃しがあり溶接部に亀裂が存在している場合、繰り返し疲労試験、および有限要素法の理論解析によれば、応力集中する隅角部においてさえ、外面腐食が同時に0.1mm/年で減肉しても、破断寿命は100年以上と算定されており、亀裂進展による腐食速度(0.1mm/年)に費していることが消防庁の委員会において判断されている。更に破壊に至るまでの期間は最高位置の繰り返し疲労(年20回)、供用期間中に連続する大規模地震、中小規模地震の繰り返しによる累積疲労、及び大規模地震による総動静土がり変位を想定した隅角部応答回(100回)を評価したものであり、大規模地震によってタンクが溶接部から破壊するという消防庁の説明は技術的合理性に欠ける。 保安検査時の溶接部欠陥の検出に対しては、保安検査時の溶接部の検出欠陥は基本的には製作時の欠陥である。製作時の検査をきちんと行えば問題はないが、万が一、欠陥を見逃した場合は、上記の消防庁の委員会での解析から、欠陥が進展して破断に至るまで100年の年月を要することは明らかになっている。従って、保安検査時に見逃された欠陥が即タンクの破断に至るものではない。	208060	総務省	タンク底板溶接部検査の省略	5144	5144054			(社)日本経済団体連合会	54	A	タンク底板溶接部検査の省略	タンクの保安検査、内部点検のうち、底板溶接部の検査についてはタンク製作時または1度実施すればよいものとし、底板の厚さに関する検査のみとすべきである。	(要望理由) 旧法タンクについては、平成7年政令改正によりタンク本体、基礎、地盤について耐震性の調査、評価、改修を行っている。さらに平成14年の十勝沖地震の発生に伴い、経過措置期限が繰り上られた。2年から3年前倒して、耐震化を急いでいる。(右欄へ続く)	(左欄より続く) 応力集中によるタンクの破壊は腐食による減肉が引き起こすものであり、溶接については製作時の溶接欠陥によるものを除けば、事故の原因になるものではない。 有害な欠陥の定義が明示されないまま溶接部検査が行われており、指示模様の解釈をめぐって表面傷やブローホール、アンダー・カットまでが欠陥と判定されている。	消防法第14条の3、第14条の2の2 危険物の規制に関する規則第62条の5 「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令等の施行について」(昭和52年3月30日消防第56号)	タンクの底板溶接部については、開放検査ごとに磁粉探傷試験を実施することとされている。また、溶接線については、ほぼ全線(側板とアニューラ板の内側溶接継手、3枚重ね溶接継手及び三重点突合せ溶接継手)についてコーティングを剥離し、検査を行うこととなっている。

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
電波法第38条の33、特定無線設備のうち他の無線局に混信等の妨害を与えないもの(特別特定無線設備)に関する規則第2条第2項、電気通信事業法第52条、第69条、電気通信事業法施行規則第32条	無線設備の製造業者又は輸入業者は、特定無線設備のうち他の無線局に混信等の妨害を与えないもの(特別特定無線設備)について、その工事設計が電波法第3章で定める技術基準に適合していることを、自ら確認することができる。技術基準適合自己確認が行われ、製造業者等により表示が付された特別特	c:全国規模で対応不可	法律上の手当てを必要とするもの又は省令・告示上の手当てを必要とするもの	技術基準適合自己確認の対象となる無線設備の拡大については、消費者の保護、無線設備の製造業者の利便性等を考慮し、市場における技術基準不適合設備の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等も勘案して検討を行うこととしている。 今回要望されている無線LANについては、16年度に実施した市場調査において問題となる機種が複数確認され、また、17年度においても既に市場調査及び申告により問題となる機種がそれぞれ複数確認されており、現時点においては、技術基準適合自己確認の対象を拡大できる状況には至っておらず、今後の改善状況を注視していく必要がある。 なお、技術基準適合自己確認の対象となる無線設備は、米国内でも少数に限られており、ほとんどの無線設備は、第三者による試験を必要としている。また、欧州等の類似の制度においても、第三者機関の一定の間隔に制度を運用しているところである。また、「端末設備の接続の技術的条件」は、電気通信サービスの迅速な提		回答の中に、16年度、17年度の市場調査、申告において、問題となる機種が複数確認されている旨の記述があるが、どのような機種にどのような問題があるのか、具体的な事例を示されていない。 今回自己確認の対象にすることを要望されている無線LANについては、16年度に実施した市場調査において問題となる機種が調査対象31機種中10機種確認され、また、17年度においても市場調査及び申告により問題となる機種が複数確認されているところである。具体的な問題事例としては、認証を受けていない周波数の電波を放射する、占有周波数帯幅が過大になっている、筐体不適切な構造になっている、適正な表示がなされていない等がある。	z08061	総務省	技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	5144	5144060			(社)日本経済団体連合会	60	A	技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	現在、技術基準適合自己確認制度の対象から除外されている特定無線設備「端末機器」について、除外されている理由となる客観的なデータを開示し、正当な理由がない場合には除外対象から外すなど、可能なものから、技術基準適合自己確認制度の適用対象を拡大していくべきである。特に、無線LAN、ADSLモデム、サーバー、IP通信網サービス端末、ONUなど、消費者ニーズの高い設備・機器については、早急に規制緩和を図るべきである。	(要望理由) 国際競争の激化、急速な技術進歩、製品のライフサイクルの短期化など、市場環境が急速に変化するなか、製造事業者は、新製品を迅速に、かつ低コストで市場に投入する必要がある。諸外国において、自己適合宣言方式が一般的となるなか、わが国では、技術基準適合自己確認制度の適用範囲が限定されており、消費者ニーズに対応した新製品の迅速な市場投入を阻害し、利用者利益やわが国産業の国際競争力を損なう結果を招いている。(右欄へ続く)	(左欄より続く) 自己確認制度の対象範囲については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月閣議決定)」を踏まえ、平成16年度以降、当該制度の法令遵守の状況、市場における技術基準不適合設備の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等の結果も勘案し、検討を行い、平成18年度までに一定の結論を得るとされているが、このような状況に鑑み、対象範囲を拡大する形で、前倒して結論を出す必要がある。	電波法第38条の33特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第2項、電気通信事業法第52条、第69条、電気通信事業法施行規則第32条	電波法に定める特定無線設備のうち、技術基準適合自己確認制度の対象と認められているのは、現在、総務省令で特別特定無線設備として定められている携帯電話機、PHS端末機、コードレス電話、及びデジタルコードレス電話のみに限られている。同時に、電気通信事業法に定める端末設備についても、自己確認制度の対象となっているのは技術基準の定まった機器に限られており、電気通信事業者が自ら定め、国が定める技術基準と同等の効果を有する技術的条件については、第三者指定機関の認証を受けなければならない。
地方公務員共済組合法第25条、38条、9地方公務員共済組合法施行令第11条第4	業務上の余裕金の運用に委託しているが、以下に掲げる事項を発生、再発、再発防止を要するもの。1. 信託受益権型の商品(以下「商品」)の中には、確からず見解をいただいたところである。例えば、地方公務員共済組合連合会において自家運用を行う場合、運用の基本方針において、長期給付積立金の安全かつ効率的な運用に資するため、発行の信用力及び市場流動性等を勘案して運用を行うこととしており、国内債券のハイアンドボールドを中心とする運用が行われているところである。金利プレミアムを代替とする流動性リスクについては、一義的に連合会等各共済組合において判断し、決定しているものと考えられるが、商品化されてから歴史が浅く市場流動性が乏しい現状においては、安全かつ効率的な運用を是とする自家運用の対象にするメリットが見込めず、また活用されることが想定できないため、措置分類はcとしている。	c	信託受益権は指名債権に分類されるため、受益権譲渡に際しては、信託受益権が煩雑である。そのため、信託受益権に転換した場合、流動性が乏しい現状がある。また、月々の償還現金がそのまま償還されるため、繰上返済や滞納事故等により毎月の償還金額が変動する可能性があり、資金管理や計画作成を行いにくい面がある。	所管省庁は主として債権型の商品(以下「商品」)の流動性リスク、商品特性によるリスク分析の困難性などに着目して、対応不可と回答されているが、以下に掲げる事項を発生、再発、再発防止を要するもの。1. 信託受益権型の商品(以下「商品」)の中には、確からず見解をいただいたところである。例えば、地方公務員共済組合連合会において自家運用を行う場合、運用の基本方針において、長期給付積立金の安全かつ効率的な運用に資するため、発行の信用力及び市場流動性等を勘案して運用を行うこととしており、国内債券のハイアンドボールドを中心とする運用が行われているところである。金利プレミアムを代替とする流動性リスクについては、一義的に連合会等各共済組合において判断し、決定しているものと考えられるが、商品化されてから歴史が浅く市場流動性が乏しい現状においては、安全かつ効率的な運用を是とする自家運用の対象にするメリットが見込めず、また活用されることが想定できないため、措置分類はcとしている。		信託受益権型の商品(以下「商品」)の中には、確からず見解をいただいたところである。例えば、地方公務員共済組合連合会において自家運用を行う場合、運用の基本方針において、長期給付積立金の安全かつ効率的な運用に資するため、発行の信用力及び市場流動性等を勘案して運用を行うこととしており、国内債券のハイアンドボールドを中心とする運用が行われているところである。金利プレミアムを代替とする流動性リスクについては、一義的に連合会等各共済組合において判断し、決定しているものと考えられるが、商品化されてから歴史が浅く市場流動性が乏しい現状においては、安全かつ効率的な運用を是とする自家運用の対象にするメリットが見込めず、また活用されることが想定できないため、措置分類はcとしている。	z08062	総務省・財務省・厚生労働省	共済年金等の自家運用にかかる運用規制の緩和【新規】	5144	5144096			(社)日本経済団体連合会	96	A	共済年金等の自家運用にかかる運用規制の緩和【新規】	共済年金等の自家運用の投資対象として、信託受益権型の商品(貸付債権)を容認すべきである。	年金資金の自家運用においては、既に社債型の債権流動化商品が認められていることから、投資家保護の確立を前提に信託受益権型の商品(貸付債権)についても投資対象として認めるべきである。 信託受益権型は、従来の社債型に比べ、組成の手続き等が簡便であること、組成コストが安く、債権流動化マーケットの主流商品になりつつある。投資家層の拡大によって、債権流動化市場の活性化につながることを期待できる。	厚生年金法第136条の3、厚生年金基金令第39条の8、確定給付企業年金法第66条、同施行令第44条、同施行規則第76条、国家公務員共済組合法第35条の2、同施行令第3条の3、同施行規則第85条の2の3、地方公務員共済組合法第25条、同施行令第16条、日本私立学校振興・共済事業団法第39条、日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第23条	年金資金(国家公務員共済、地方公務員共済、私学共済、厚生年金基金、確定給付企業年金等)の運用については、委託・自家運用ともに、投資対象資産が限定列举されている。このうち委託運用では、信託受益権型の商品(貸付債権)が投資対象資産として認められているものの、自家運用では認められていない。	
市街化区域内の農地に係る固定資産税の本則課税は、価格×1/3×税率によって算定されるが、税負担の増加を抑えるため、負担調整措置を講じている。具体的には、次の算式によって求めた調整税額が本則税額を下回る場合には、当該調整税額を、その年度の固定資産税額とする。				単に税の減免や特例措置を求めるものである。			z08063	総務省・国土交通省	市街化区域から市街化調整区域への逆線引き要件の緩和	5045	5045001			原田 靖	1	A	市街化区域から市街化調整区域への逆線引き要件の緩和	市街化区域内で、農業を行っている区域において、今後市街化(宅地化)が進んでいく見込みのない区域において、市街化調整区域に編入する要件を緩和を望む。	農業を継続的に行っているが、市街化区域の農地は、固定資産税の軽減を受けていても、負担調整率によって固定資産税が上昇してしまう。継続的に農業を営もうとしても、年間10%ほどの税額の上昇があれば、農業の採算をとることができない状況である。市街化調整区域に編入するにあたっては、編入する境界付近の開口要件などがあり、都市計画委員会に逆線引きを申請しても却下されている。農業を継続的に続けるためには、市街化調整区域への逆線引きの要件を緩和するか、あるいは、市街化区域内の農地について、負担調整率の軽減など税負担を抑える仕組みを創出するを望む。	農地法/都市計画法		
				(内閣府からの回答)本要望につきましては、総務省と協議をしたところ、税・財源措置のご要望であり、回答の対象とすることができません。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 本要望は、国および地方公共団体に、税・財源の措置を求めるものではない。地方交付税法の単位費用の算定方法、算定基礎の考え方を見直すことを求めるものである。 具体的には、以下の理由(詳細は補足資料参照)から、同法第12条別表に定める「六、その他」の「1. 徴税費」「4. その他の徴税費」の単位費用の算定方法を見直していただきたい。なお、委託費用が既に単位費用に含まれている場合は、具体的に明示、公表願いたい。 (1) 公金収納等の環境変化への対応... 行政改革の進展に伴い、公金収納等の外部委託費が地方行政の運営に必要な標準的な費用となりつつある。 (2) 収納事務の改善の推進... 公金収納等については、地方公共団体自らの事務負担が少なく、地方行政の事業運営に必要な標準的な費用として認識されていないため、業務の効率化、収納の電子化、住民の利便性の向上など改善の取り組みの阻害要因となっている。 (3) 外部委託の公平性の確保... 収納等事務は、制度的に外部委託を前提とした行政事務であるが、同法の算定方法は外部委託を前提にしたものになっておらず、同一業務同一条件の観点からも公平性、透明性の問題がある。		z08064	総務省	基準財政需要額の計上方法の見直し	5005	5005017			(社)全国地方銀行協会	17	A	基準財政需要額の計上方法の見直し	基準財政需要額の計上方法を見直しす。	地方公金の収納・支払の事務は、地方自治法の定めにより、各地方公共団体が指定金融機関等を指定し委託している。この委託コストは、地方行政運営に必須の経常的な行政コストであるため、本来は、地方交付税法に定める地方交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれるべきものと考える。しかしながら、これまでは、ほとんどの地方公共団体と指定金融機関の間では、収納・支払等の事務と預金や地方債引受等の資金取引を区分することなく、指定金融機関が各地方公共団体との資金取引による収益の中で賄うことを前提に金融機関が収納・支払の事務コストを負担してきたため、地方交付税の算定基礎である基準財政需要額の単位費用には、郵便振替法に基づき手数料のみが規定され、指定金融機関等への事務委託費が算定されていない。 近年、地方行政改革の進展に伴い、各地方公共団体において、資金取引への入札制の導入や運用資産の多様化、取引条件の見直しが進められており、金融機関との資金取引の収支と事務委託費用を明確に区分し、行政コストとして取扱いが必要が生じている。ま	現行規制なし		